

提 言

～ 明日の尼崎の社会教育をめざして～

尼崎市社会教育計画

2007年 8月

尼崎市社会教育委員会議

目 次

<u>計画策定にあたって</u>	1
1 <u>計画策定の目的</u>	2
2 <u>計画策定の意義</u>	3
<u>基本方針</u>	4
重要項目	
1 <u>生涯学習における社会教育の役割</u>	4
2 <u>社会教育施設運営の公的役割</u>	8
3 <u>学・社の連携から融合へ</u>	9
4 <u>男女共同参画社会における社会教育の推進</u>	10
5 <u>団塊世代の社会参加の促進</u>	11
6 <u>現代的課題と社会教育</u>	12
(1) <u>人権教育の推進</u>	13
(2) <u>家庭教育に関する学習機会の充実</u>	16
(3) <u>地域教育力に関する学習活動の推進</u>	17
(4) <u>高齢者の社会参加の促進</u>	18
(5) <u>青少年教育の推進</u>	20
(6) <u>生涯スポーツの振興</u>	21
(7) <u>文化財保護の推進</u>	22
(8) <u>社会教育関係団体の育成・支援</u>	24
社会教育施設の整備	
1 <u>公民館</u>	26
2 <u>図書館</u>	30
3 <u>体育スポーツ施設</u>	32
4 <u>田能資料館</u>	34
5 <u>文化財収蔵庫</u>	35

6 歴史博物館の建設構想	36
7 小学校区学習センター構想	38
施策展開	
1 人権教育の推進	43
2 生涯学習社会の促進	44
3 家庭教育に関する学習機会の充実	44
4 地域教育力に関する学習活動の推進	45
5 男女共同参画社会における社会教育の推進	45
6 高齢者の社会参加の促進	46
7 学・社の連携から融合への促進	46
8 ボランティア活動の推進	47
9 青少年教育の推進	47
10 生涯スポーツの振興	48
11 文化財保護の推進	49
12 社会教育関係団体の育成・支援	49
13 社会教育施設の整備	50
おわりに	50

(参考資料)

[尼崎市社会教育の歴史](#)

[尼崎市社会教育委員会議 意見書等要約集](#)

(昭和31年から平成16年)

尼崎市社会教育計画

計画策定にあたって

尼崎の社会教育は、図書館及び公民館の設置の時期をみても理解できるように、全国的にもかなり早い時期から施設の設置を進めてきた。このことは、尼崎が農漁村から全国有数の工業都市へと大きく動き始めたことと、期を一にしているように思われる。阪神間でいち早く設けられた図書館や公民館は、その優れた伝統を今日に伝えるものである。さらに忘れてならないことは、本市の社会教育委員会が、先駆的な社会教育に関する提言を行い、それを行政が着実に実現してきたことである。その結果として特に公民館は、他市に誇るべきサービス拠点として整備されてきた。

今、尼崎市は未曾有の財政危機に陥っている。こうした中、社会教育はお金がないという名のもとに軽んじられているように思われる。しかし、これでいいのかということについて、もっと本格的に論じられてもよいのではないか。

例えば、社会教育法第3条には、次のように定められている。「国及び地方公共団体は、この法律及び他の法律の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。」。このように社会教育法は、社会教育を国民（市民）による自主的・自発的な学習・文化活動（スポーツ及びレクリエーションを含む。）であるとしながらも、そのような活動ができるような条件を、国及び地方公共団体が整備するよう努めなければならないとしているのである。したがって、未だ危機的財政状況にあるとはいえ、社会教育法で言う「環境醸成」のあり方について、原点に立ち返って考えてみる必要がある。

今日の尼崎全体をみれば、「活力がない」というのが現実であろう。その要因の一つは、工業の衰退とそれに伴う人口減、それも働き盛りの中堅ファミリー層が中心となって流失していることにある。しかし、このようなきびしい状況にあるからこそ、市民が社会教育に夢と希望をもって生きていくことができるよう、その方向付けをする必要がある。

[目次に戻る](#)

1 計画策定の目的

今や子どもの問題、教育の問題は我が国の重要課題となっている。学級崩壊、不登校、ひきこもり、フリーター、いじめ・自殺、親の虐待・子の親殺しなど殺伐としたニュースが相次ぐ中で人々の間にあせりと不安が広がり、教育の現場に対する不信や、責任追及の声がますます増大している。

また、「むかつく」、「殺すぞ」といった言葉が日常語となるなどの言葉の乱れや、話す力や読む力などの国語力の低下、「早寝早起き朝ごはん」の取り組みが必要となるほどの基本的な生活習慣の乱れ、あるいはしつけや規律の衰退なども指摘されている。

このような状況の中で、教育問題は学校だけでなく、家庭・地域社会がともに心を通い合わせ、ともに実践し、知恵と責任を共有すべき時期にきているとあってよい。

そのために、学校教育、社会教育の果たすべき役割と使命を再認識し、学校、公民館等を核とした地域教育コミュニティづくりを推進し、夢と希望がもてる地域づくりを実現していくことが求められている。

それぞれの立場の人たちが意識改革に努め、地域の持つ教育・文化的風土を醸成し、社会規範意識を育て、社会環境を整え、安全・安心の地域づくりに取り組むことが大切である。

市民に自発的な学習ができるための環境を醸成することこそ

が、市民に対して公教育が保障すべきである。

そして、その役割の中核を担うのが社会教育であり、その活性化が本市に求められているのである。

21世紀に入り、10年近くが過ぎようとしている。その中において、経済のグローバル化、国際化・情報化の進展や、少子高齢化及び団塊の世代の大量退職という世代構成の変動が時代の大きな特徴として現れ、これら社会構造の変化への迅速かつ的確な対応が求められている。また、生涯学習社会の構築に向けて、高度化・多様化する市民の学習要求に合わせた施策の再構築も重要な課題である。

このような状況を踏まえると、幼児期から高齢期までの生涯にわたる学習全体の計画的な推進が極めて重要だといえる。そして、生涯学習において社会教育が中心的な位置と役割を占めることを考えれば、社会教育計画の立案・策定は必要不可欠な課題である。

今、地域社会においては、住民の一体感や連帯感の希薄化及び家庭の教育力の低下等が指摘されており、地域社会の活性化、地域や家庭の教育力向上を視野に入れた施策の推進が必要である。

[目次に戻る](#)

2 計画策定の意義

社会教育は、市民の自主・自発的な学習活動を尊重することが大前提であり、市民が主体となって学習計画の作成に参加することが大切にされなければならない。そして、学習内容、学習方法、学習手順を市民自らが選択するところに社会教育の特性がある。

しかし、他方で行政には必要な施設の設置及び運営など、ハード及びソフト両面にわたるきめこまかなサービスの提供が求められる。また、それぞれの学習要求に応えるためにも、基

本的な考え方や目的などについて、市民の視点に立って全体的な計画づくりを行うことが要請されている。

[目次に戻る](#)

基本方針

世代構成の激変や地方分権の進展に加えて、指定管理者制度導入による新たな公の施設の管理運営のあり方など、社会教育を取り巻く環境は激しく変化しており、社会教育に課せられた重要課題は山積している。この制度の背景には、「民間活力の導入」という政策方針がある。「官から民へ」「小さな政府」といったスローガンの基盤となっているのは「市場原理」であろう。確かに官のムダを除去して、その効率化をはかることは必要なことである。しかし、教育・文化活力が官の支えなしに、市場原理のみで発展していくとは、とても考えられない。

本市社会教育においては、市民の自主性を尊重しながらも、行政として最低限何をしなければならないかを考え、それを計画として立案することとした。

[目次に戻る](#)

重要項目

1 生涯学習における社会教育の役割

○ 社会教育は「学校外の青少年教育」と「学校卒業後の成人教育」という、二つの領域をカバーするものであり、生涯学習においてきわめて大きな部分を占めており、学校教育と並んで生涯学習の両輪である。

生涯学習を推進するためには、社会教育が中心となって、市長部局の生涯学習に関連する施設や事業等、さらには学校教育等との連携や調整を図る総合的な推進体制の整備が必要である。

生涯学習の推進には、情報誌やホームページによる市民への情報提供が不可欠である。

市民を取り巻く状況の変化等に対応し、学習の成果を活用する「生涯学習によるまちづくり」システムの構築の検討や、それを念頭においた「生涯学習ワークショップ」を開催する必要がある。

生涯学習社会への移行については、臨時教育審議会の答申以来、文部省社会教育局の生涯学習局への改組、生涯学習振興法の施行、社会教育審議会の廃止による生涯学習審議会の設置など、国レベルでの改革が行われた。一方、地方公共団体においては「生涯学習」が「社会教育」に取って代わる現象もみられる。

社会教育は「学校外の青少年教育」と「学校卒業後の成人教育」という二つの領域をカバーするものであり、生涯学習においてきわめて大きな部分を占めており、学校教育と並んで生涯学習の両輪であると一般的に理解されている。

例えば、学校週5日制の実施による可処分時間の増大により、子どもたちの学習機会の充実が求められるが、これは学校教育だけで解決できる問題ではなく、その受け皿としての社会教育の充実が必要となる。

さらに市民の学習を援助するのは、社会教育だけではない。学校教育においても、学校開放、大学公開講座、社会人入学などが行われているし、教育行政以外の市長部局においても、まちづくりや健康に関する学習などの機会が提供されている。

したがって、生涯学習を推進するためには、総合的な推進体制の整備が必要となる。具体的には、社会教育が中心となって、市長部局の生涯学習に関連する施設や事業等、さらには学校教育等との連携や調整を図る総合的な推進体制を整備しなくてはならない。

本市では、市民の生涯学習を総合的に支援することを目的として、市民の学習に関連する学校、公民館・図書館・体育館などの生涯学習施設、保育所・各支所地域保健担当・消防署などの生涯学習関連施設が設置されており、全市的には、規模の大小はあるものの200箇所を超える市立の生涯学習関連施設が設けられている。しかもそこでは、市民の学習を支援するための事業が行われており、施設整備や施策の面では、総じてかなりの水準に達している。

現在の本市生涯学習推進体制は、まず全市的な取り組みとして、生涯学習専門委員及び生涯学習推進調整会議がある。前者に関しては、大学及び民間企業の学識経験者が生涯学習専門委員として委嘱されており、生涯学習推進のシンクタンクとして生涯学習推進調整会議、各行政区における生涯学習関連施設連携会議等の運営において指導・助言を与えている。

生涯学習推進調整会議は、専門委員、社会教育部長、市長部局及び教育委員会の関係課長31人で組織し、地区生涯学習関連施設連携会議では解決できない課題や全市的な課題の解決に必要な調整・検討等を行ってきた。

また、平成18年4月に尼崎市地域振興連携推進会議が要綱により設置されたことに伴い、従来あった生涯学習施設連携会議を改組し、地域振興連携推進会議生涯学習部会とした。構成員は従来と変化なく、市長部局、教育委員会及び外郭団体が所管する市立施設の職員約20人(6地区とも)で組織し、情報の交換、協力依頼を行うとともに、学習課題、地域課題の把握とその解決に努めている。その結果、かつてよりも幅広い事業が展開されるなど、徐々にではあるが、連携会議本来の営みができつつある。

具体的な取り組みとしては、生涯学習啓発事業として生涯学習フェアの開催がある。このフェアは、地域住民に生涯学習を身近なものとして感じてもらうため、各地区の生涯学習部会が

中心となって、地域の特性に合わせて開催している。

その実施は、未だ、行政主導型であるが、今後は地域の自主運営へと転換していく必要がある。そのためにも各地区公民館が主体となって、住民ニーズや地域特性、施設の立地状況等を勘案しながら地域に根ざした生涯学習フェアを展開する必要がある。

生涯学習の推進には、市民への情報の提供が不可欠である。現在、情報を提供する手段として、情報誌とホームページ（HP）による方法がある。情報誌は、各地区で年1～2回発行している。HP方法では、「尼崎の生涯学習」（当初は、生涯学習「学びの達人」）を立ち上げているが、このシステムはそれぞれの関連施設のリンク集になっているため、今後、生涯学習関連施設の情報の充実が必要である。

平成14年度から学校完全週5日制が実施されたことに伴い、子どもたちがゆとりのなかで、ボランティア活動等に参加できるよう、そのための情報誌の発行に努めてきた。なお、平成12年度から3年間、国の委託を受けて立ち上げ、子ども情報誌の発行を行ってきた「尼崎市子ども情報センター協議会」事業（平成12年から3年間の国の委託事業）を、平成15年度から市の委託事業として継続実施している。

今後、市民を取り巻く状況の変化等に対応し、学習の成果を活用する「生涯学習によるまちづくり」システムの構築などを検討していく必要がある。市民のこれまでの学習の成果を生かし、さらなる学習を進める場として、「生涯学習によるまちづくり」を念頭においた「生涯学習ワークショップ」を開催する必要がある。

[目次に戻る](#)

2 社会教育施設運営の公的役割

社会教育施設運営にあたっては、公が行わなければならないものは何なのかを見極め、社会教育法の目指す設置目的等の意図を損なわないよう慎重に配慮して実施する必要がある。

最近、社会教育施設についても、民間の力を借りるべく指定管理者の導入が提案されている。それによって、社会教育法の目指す設置目的が成就するのであれば、当然問題はないが、費用対効果のみが前面に掲げられるなら話は別である。

公民館は、これまで幾度となく管理運営の見直しを敢行してきたが、その見直しは、社会教育法の意図を損なわないよう慎重に配慮して実施したものである。それが実施できたのは、公民館が設置された当初は想定もしなかった総合メンテナンス会社や人材派遣会社等の業種が設立され、これらの手助けがあったからである。いずれにしても、公が行わなければならないものは何なのかを見極める時期に至ったといつてよい。

一方、かつての農村では、例えば、学校は「おらが学校」のためにということで、地域の人々がいろいろな労力を提供した時代があった。

しかし、その後、都市化がすすみ、学校と地域の関わりが希薄化している。こうした中で、今一度学校のため、子どものために、地域の人々が労力を提供して、学校を子どもたちにとって優しい、あたたかみのあるものにしていくことが求められている。

[目次に戻る](#)

3 学・社の連携から融合へ

「学社融合」とは、学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこうとする、学社連携の最も進んだ形である。

「学社融合」を行うことで学校だけではなし得なかった子どもたちの教育を、家庭・地域・学校が密接につながることを絶対条件として、子どもたちの教育をより豊かなものにしていくことが可能となる。

「学社融合」を進めていくためには、学校がどのような施設であるかを広く市民に知ってもらうことが重要であり、その上で学校教育の中に地域の教育力を真に生かしていく必要がある。

子どもたちが育つ環境づくりを進める上で、学・社の連携・協力体制を強める必要がある。

従来、学校教育と社会教育の連携・協力については「学社連携」という言葉が使われてきた。これは学校教育と社会教育がそれぞれ独自の教育機能を発揮し、相互に足りない部分を補完しながら協力していこうというものであった。そして、学校教育と社会教育は、車の両輪であると例えられてきた。

平成8年の生涯学習審議会の答申「地域における生涯学習の充実方策について」の中で、「学社融合」の意味及び「学社連携」との関係について説明がなされた。

その中で、「学社融合」とは、学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこうとする考え方であり、学社連携の最も進んだ形であると考えられる。

「学社融合」を行うことで、学校だけではなし得なかった子

どもたちの教育を、家庭・地域・学校が密接につながることを絶対条件として、より豊かなものにしていくことが可能になると考えられる。

学社連携・融合を地域で進めていくためには、学校がどのような施設であるかを広く市民に知ってもらうことが重要であり、その上で学校教育の中に地域の教育力を真に生かしていく必要がある。

近年、子どもたちを取り巻く環境には多くの問題が山積している。また、子どもたち自身にとっても、夢を持って学ぶという将来展望が不透明な状況にあり、無目的でその場しのぎの生き方になっているのではないかと危惧される。

このままでは、未来を担う子どもたちがむしばまれ、尼崎の明るい明日は望めない。そのためにも子どもたちが育つ環境づくりを進める上で、学・社の連携・協力体制を強める必要があり、それが今後の最重要課題でもある。

[目次に戻る](#)

4 男女共同参画社会における社会教育の推進

男女共同参画社会では、性別による役割分担の固定観念からの脱却を促し、男女の特性を生かしながら、地域課題などの解決に取り組むことが必要である。

男女共同参画の視点に立って活動を実践する団体や機関との連携、女性の社会参加を支援するネットワークの整備、学習の機会や地域活動の提供、そのための情報の収集・提供、様々な相談に対応できる体制の整備が必要である。

男女共同参画社会の形成において社会教育は、これまで子育てなどの現代的課題に、男女がともに主体的に役割を分担することができるよう、そのための学習、地域活動の機会を提供し、ひいては男女共同参画社会の形成のための理解を広めること

に取り組んできた。

男女共同参画社会では、性別による役割分担の固定観念からの脱却を促し、男女がお互いの資質・教養の向上を図り、男女のそれぞれの特性を生かしながら、力をあわせて地域課題などの解決に取り組む必要がある。

そのためには、男女共同参画の視点に立って活動を実践する団体や機関と連携して、女性の社会参加を支援するネットワークを整備し、男女共同参画を促進するための学習の機会や地域活動の提供、そのための情報の収集・提供を行い、様々な相談に対応できる体制の整備を図っていく必要がある。

[目次に戻る](#)

5 団塊世代の社会参加の促進

団塊の世代の体験や知恵を地域で生かし、家庭や地域の教育力の低下といった課題解決に貢献することが期待される。

団塊の世代の地域への関わりは、自らの生きがいづくりにもつながる

団塊の世代は、2007年問題に象徴されるように、今や60歳を迎えての大量退職が現実のものとなってきている。退職後は、平均年収が750万円から350万円に低下すると言われており、その行動も明らかに変化していくものと考えられている。

しかし団塊の世代には、今までにない大量の可処分時間が生じてくる。もしもその時間が、自分が住む地域のために費やされるならば、その効果はきわめて大きい。家庭や地域に山積している子育てや安全・安心のまちづくりなどの課題解決に、団塊の世代の体験や知恵が生かされるならば、それは社会変化の賜物と言えるのではないか。

今、子どもを取り巻く環境は、その基盤である家庭において

も、地域においても決して好ましいものではない。その原因の一つは、家庭や地域の教育力の低下である。

そこで、団塊の世代が企業等で身に付けたパワーを地域に生かし、これらの問題の解決に貢献することが期待されるが、経験のない地域での活動に果たして多くの団塊の世代が適合していくかどうかは未知数である。

ただ、団塊の世代も、やがて高齢化していくことを考えると、地域への関わりは、自らの生きがいづくりにつながるものであり、その存在は、地域コミュニティ創生の新たな担い手として、大きな可能性を秘めている。

[目次に戻る](#)

6 現代的課題と社会教育

社会教育における様々な課題は、社会状況の変化に応じて変化する流動的なものであり、人間性豊かな生活を営むための課題解決のために、様々な学習内容及び機会の提供が重要である。学校や市長部局の関係機関との連携をより一層強化する。

社会教育において現代的課題とは、様々な社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために人びとが学習する必要がある課題のことをいう。具体的には、生命、人権、家庭・家族問題、地域の連帯、まちづくり、少子高齢化社会、男女共同参画社会、情報の活用、国際理解・国際貢献、環境問題等々が挙げられる。

そしてこれらの課題は、社会状況の変化に応じて変化する流動的なものであり、人々の多様な学習活動を支援するためには、様々な学習内容及び機会の提供が重要となる。しかしながら、冒頭でも述べたように、公民館をはじめとする社会教育機関が、真に尼崎市の現代的な地域課題に対応してきたかということ、いささか疑問である。

今後は、学校や市長部局の関係機関との連携をより一層強化し、課題の解決に取り組むことが必要である。

[目次に戻る](#)

(1) 人権教育の推進

市民一人ひとりが、人権に関する正しい知識を習得し、身近な人権問題の解決に向けて行動していくための、諸条件の整備、それらのネットワーク化や拠点づくりに努める。

人権問題の解決を図るためには、心理的差別をはじめとする広範多岐な差別の解消を目標とし、関係機関や団体と連携する中で、市民や企業に対する啓発の推進、地域住民相互の交流を積極的に展開し、地域社会の連帯を図ることが重要である。

これまで培ってきた草の根的学習が社会教育活動の範をなすものであり、人権学習の輪の拡大を図るものである。

尼崎市人権教育・啓発推進計画の施策の基本方向において、人権尊重の精神が日常生活のすみずみに浸透した社会を実現していくためには、市民一人ひとりが、人権に関する正しい知識を習得し、身近な人権問題の解決に向けて行動していく必要がある。そのためには、市民が自主的・主体的に行動するための諸条件の整備に取り組むとともに、それらのネットワーク化や拠点づくりに努めるとされている。

社会教育における人権教育の推進にあたっては、この基本方向と尼崎市同和対策審議会の「同和問題解決に向けた施策の今後のあり方」の答申を尊重し、同和問題をはじめ障害者、女性問題、在日外国人問題等のあらゆる人権問題について、市民が主体となって人権教育、人権啓発活動に参画できるシステムの構築に取り組まなければならない。

今日まで本市の社会教育が取り組んできた事業として、昭和55年度から、身近な人権課題を、少人数で自由に話し合うことがより効果的であるという視点から、市民の学習グループ（小集団学習グループ）の組織づくりとその育成を図ってきた。各学校園のPTA活動の一環として取り組んでいる学習組織が主体であるが、市民の自主学習グループとして、現在、13のグループが育つとともに別途公民館登録グループとして活躍する学習グループもあり、継続した学習を進めている。

平成18年度には60グループがあり、継続的な学習によって学習者が人権問題を自らの課題として正しく受け止めてきていると評価できる。

今後の課題として参加体験型学習等、学習方法のより一層の工夫や内容の充実、グループ交流等の多様な学習形態を展開するとともに、PTAをはじめ広く市民に輪を広げ、自主学習グループ数の拡大を図っていく必要がある。

また、昭和63年度から人権啓発オピニオンリーダー制度を設置し、平成18年度においては、60人の方にオピニオンリーダーとしての委嘱がおこなわれている。オピニオンリーダーは、6行政地区別研修（月1回）を中心に研修に励みながら、小集団学習グループのリーダーとして学習会の司会・進行を行うなど、人権教育普及の役割を果たしている。

しかし、前年度からの再任者は17人で、残りは新任者であるため、新しい視点での学習の展開を含め、リーダーとしての資質の向上をより効果的に図ることが一つの課題となっている。

また、退任後も引き続き地域の人権啓発リーダーとして活動する場と機会を設けるため、平成2年度からは「人権啓発推進リーダー制度」を発足させて、人材の活用を図る

とともに、啓発指導体制の整備及び市民主体のさまざまな啓発活動を推進している。

その他、市民啓発学習を進めるうえでの指導者としては、18年度は、社会教育指導員3人、人権教育指導者16人がおり、それぞれの体系だった役割や位置づけが整備されているが、その中でも、人権教育指導者が高年齢化していることから若年層の指導者養成が今後の課題である。

なお、これらの指導者や学習者・活動者の自主研修も活発であり、本市人権学習基盤の拡充・発展に大きな効果をもたらしている。

また、昭和33年に人権・同和教育に関する調査研究、啓発活動を行う社会教育関係団体として、尼崎市人権・同和教育研究協議会を設立し、その育成に努めてきた。これまでも推進大会や実践研究大会、現地学習会などを実施するとともに、参加体験型学習会の実施や7専門部活動の活性化を図るなど、市民の人権意識の高揚に取り組んできた。

今後、尼崎市人権・同和教育研究協議会がさまざまな事業を積極的に推進できるよう、微増傾向にある個人会員数の一層の拡充と、7専門部のうち社会教育部等の活動をより充実する必要がある。

これら以外の人権啓発に関する事業として、市内各種団体等が行う自主的な人権学習・研修会等に社会教育課に登録された人権教育指導者の派遣、社会教育関係団体及び公民館グループ、小集団学習グループ等に対し、人権教育の指導と助言を行う社会教育指導員制度、市民への人権教育の普及と徹底を図ることを目的として市民啓発資料の全戸配布事業、公・私立幼稚園の保護者を対象に人権問題についての講座の実施、人権意識の高揚を図ることを目的とした、人権教育巡回啓発講座等々の取り組みを行い、人権問題の解決を目指して、今後もそれらを継続する

必要がある。

人権問題の解決を図るためには、心理的差別をはじめとする広範多岐な差別の解消を目標とし、関係機関や団体と連携する中で、市民や企業に対する啓発を推進するとともに、地域住民相互の交流を積極的に展開するなど地域社会の連帯を図ることが重要である。

併せて、今以上に、人権にかかわる身近な指導者を発掘・養成し、市民の学習グループを育成しなくてはならない。

本市のこれまで培ってきた草の根的学習は、社会教育活動の範をなすものであり、人権学習の輪の拡大を図るものである。

[目次に戻る](#)

(2) 家庭教育に関する学習機会の充実

家庭の教育力を高めるには、子どもの発達段階に応じた課題解決のための学習機会の体系化を図り、それを充実していくことが必要である。

父親が容易に参加できる学習機会の提供や父親の家庭教育への積極的な関わりが求められる。

家庭教育に対しては、親の自主性や考えを尊重したうえで、社会教育のきめこまやかな支援が重要となる。

近年、少子化、都市化が進行する中で、地域住民のつながりが希薄化し、子育てを支える仕組みや環境が崩れ、家庭・地域の教育力の低下が問題となっている。

このような状況のもと、図書館の図書破損・落書き、電車やバスでのマナー欠如、「学級崩壊」にみられるような教育現場の荒廃、意図的な給食費の不払い等々、道徳や社会規範意識の低下が顕著にあらわれている。

家庭の教育力を高めるには、子どもの発達段階に応じて

親の抱える課題も変化するため、乳・幼児期、児童期、思春期などの段階に応じた学習方法を十分に検討し、学習機会の体系化を図り、それを充実していくことが必要である。

確かに、女性の社会参加という理念は進んできたが、未だに母親の家庭教育における負担は大きい。そのため父親の家庭教育への積極的な関わりが求められることから、父親が容易に参加できる時間帯や曜日に学習機会を提供することも必要である。同時に地域活動への参加をも視野にいれた取り組みも忘れてはならない。

また、女性の職場進出が進む中での育児の社会化が必要となっている。さらに育児不安や育児ノイローゼに悩む親への育児支援の必要性が叫ばれている。このような中で、子育て中の親に対する「交流の場」や子育て相談体制の整備、子育てサークル、子育てガイドマップなどの支援体制の確立が必要であり、その量的・質的な充実を図ることが重要である。

いずれにしても家庭教育は、基本的には、私的なものであり、親の自主性や考えを尊重したうえで、社会教育のきめこまやかな支援が重要となる。

[目次に戻る](#)

(3) 地域教育力に関する学習活動の推進

地域の連帯感や教育力を高めるためには、家庭の集合が地域社会であることから、家庭の教育機能を回復し、その教育力を高める必要がある。

地域ぐるみでの地域社会の活性化に貢献する社会教育の推進を行う。

地域住民の自発的な学習活動への支援をはじめ、ボランティア活動等の社会参加、社会教育活動への参加を可能にするための条件整備が必要である。

地域住民が自らの地域を知ることからはじめる必要があり、それが地域の教育力の向上につながる。

健全で活力ある地域社会の形成には、地域の連帯感や教育力を高めることが前提となる。そのためには、家庭の集合が地域社会であることから、まずは、家庭の教育機能を回復し、その教育力を高めることに着手すべきである。そして、家庭の基盤が確立され、家庭自体が地域の教育力の一つとして存在するようになれば、それが地域の人的・物的資源と相まって真の地域教育力を育むことにつながる。

現状ではプライバシーの過度の重視やマイホーム主義、あるいは職場中心の競争社会の中で地域への関心は薄れ、地域の連帯感は衰退し、生活の場としての地域コミュニティが崩壊しようとしている。

社会教育に求められることは、地域ぐるみで取り組む地域社会の活性化に貢献する社会教育の推進である。この社会教育の展開にあたっては、地域住民の自発的な学習活動への支援のほか、ボランティア活動等の社会参加、あるいは市民の社会教育活動への積極的な参加が可能となるための条件整備が必要である。そして、地域住民が地域の構成員としての意識を持ち、様々な現代的課題を地域資源を活用して解決できるよう、その能力を向上させる必要がある。そのためには、地域住民が自らの地域を知ることからはじめる必要があり、それが地域の教育力の向上につながる。

[目次に戻る](#)

(4) 高齢者の社会参加の促進

団塊の世代は、長年培った豊かな知識、経験を有しており、超高齢化社会が進む中、地域の人材として大きな期待が寄せられる。

高齢者が地域活動に参加していくための環境整備、情報提供や学習相談、学習グループへの支援体制の充実などが必要である。

高齢者が元気に生きがいを持って自己実現を図っていくことができるように、環境整備に努めていく必要がある。

先に述べたように、団塊の世代は、長年培った豊かな知識、経験を有しており、超高齢化社会が進む中、地域の課題を解決したり、地域の活性化に取り組んでもらう人材として大きな期待が寄せられる。年代的にも体力、気力とも充実している世代である。

定年後、地域社会で活動することは、新たな仲間が広がり、充実感、使命感を感じるとともに、生きがいの発見にもつながる。ただし、ボランティア活動にかかわるときは、「何のために」という意義・目的を理解し、納得しないと長続きはしない。

そこで、地域活動になじむにはどうすればよいか。地域社会で活動するのは考えるほど容易なことではない。特に男性には、職場の肩書きを重視してきた職域人間から、人間関係が対等となる地域人間への切り替えが、上手くできない人が多い。地域には地域独特のマナーやルールがあり、それに慣れ親しむまでには時間がかかる。まず、企業のようにすべてが合理的・効率的に動く社会ではないことをよく理解しておくことが大切である。

地域活動にスムーズに入るには、自分の興味や関心のあるものや場所を選び、目標を大切にして、それを行動につなげていくことである。また、家族の協力・理解を得て、人生観をしっかりと持ち、無理せず、背伸びをしないで生きていくことが成功する秘訣である。

そのためにも、団塊の世代を含め、高齢者が地域活動に参

加していくための実践的な学習機会の充実や、地域行事・ボランティア活動などに参加しやすい環境整備、学習や社会参加活動を実践するための情報提供や学習相談、学習グループへの支援体制の充実などが必要である。

また、地域社会での住民同士の連帯意識を高め、高齢者が生きがいを持って健康的な生活を送り、いつでも・誰でも、気軽に集える場で自主的・主体的に活動できる環境整備が重要となる。

そのようなことから、高齢者が、社会の重要な担い手として尊敬され、その能力を活かし、元気に生きがいを持って自己実現を図っていくことができるように、環境整備に努めていく必要がある。

[目次に戻る](#)

(5) 青少年教育の推進

青少年教育は、家庭教育を中心に、学校や地域の中で豊かな育成活動がなされなければならない。

青少年の健全な成長を阻害する有害な環境を浄化する取り組みを強化し、青少年の社会参加活動を促進するための学習・交流機会の提供や青少年団体・グループ指導者の養成等が重要である。

現在、子どものいじめ・不登校・学級崩壊、少年による凶悪犯罪・薬物乱用等、青少年の取り巻く環境は大きく変化している。青少年の育成には、大人の関わりが欠かせない。特に、青少年教育の中心は家庭教育であるが、これと相まって学校や地域の中で豊かな育成活動がなされなければならない。

次の時代を担う青少年の健全育成のため、明るく住みよい、安心で安全な「まちづくり」を推進していかなければ

ならない。そのためには、青少年の健全な成長を阻害する有害な環境を浄化する取り組みを強化するとともに、青少年の社会参加活動を促進するための学習・交流機会の提供や青少年団体・グループ指導者の養成等が重要である。

このことは、社会教育においても、家庭教育の振興と援助に努めるほか、市民が主体となった青少年のための環境浄化活動の支援、家庭・学校・地域及び関係機関との連携を図る必要がある。

なお、組織改正により、平成19年度から子ども関連事業を統括する部署が市長部局に移管・設置された。それに伴い、広く青少年施策全般についての協議を行う諮問機関である青少年問題協議会も市長部局の所管となった。本市では青少年に関する当協議会の意見に基づいて施策の展開を図っていることから、今回の社会教育計画には詳細な記述をしていない。

今後は、青少年問題協議会の意見書等を社会教育計画に反映し、本市の社会教育を推進することとする。

[目次に戻る](#)

(6) 生涯スポーツの振興

今後は、スポーツ振興審議会において作成される予定である(仮称)生涯スポーツ振興計画と社会教育計画をリンクし、本市の社会教育の推進を行う。

本市では、スポーツの振興に向けて、生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の普及・促進を図る振興体制の整備、スポーツ指導などを通じての健康・体力の維持増進に関する市民意識の高揚を図るとともに、コミュニティを基礎とした市民スポーツの振興、市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加するための体育館等の整

備、地域スポーツを振興するための住民主体による地域スポーツクラブの育成など、一定の施策体系のもとに各種事業に取り組んできている。

本市のスポーツ振興については、平成19年度から社会教育部にその担当部署であるスポーツ振興課を設け、そこでスポーツ振興審議会を所管し、本市のスポーツ振興に関する意見に基づいて施策の展開を図っている。

そのため、今回の社会教育計画には詳細な記述をしていない。また、スポーツ振興審議会において、(仮称)生涯スポーツ振興計画が作成される予定もあり、今後、その計画と社会教育計画をリンクし、本市の社会教育の推進をすることとする。

[目次に戻る](#)

(7) 文化財保護の推進

文化財の調査と保存といった地道な取り組みを継続、発展させるため、学芸員としての知識・技術・経験をもった専門職員の計画的な任用と育成が必要である。

地域の歴史や文化を保存し、後世に伝え、これを活かしたまちづくりは大変意義がある。

地域に残る身近な文化財を適切に保存・紹介することにより日常の生活のなかに地域の歴史が息づくまちづくりを推進して行く。

体系的に尼崎の歴史を学ぶことができる施設の整備と、学習機会を提供することが肝要である。

尼崎は古代より水陸交通の要衝の地として栄え、中世には瀬戸内海有数の港町、近世には阪神間唯一の城下町として繁栄し、明治時代以降はわが国を代表する産業都市として発展してきた。

そして市内には、弥生時代の集落跡として国の史跡に指定されている田能遺跡、古代寺院の猪名寺廃寺跡、中世城館の富松城跡、近世城郭の尼崎城跡など、原始・古代から近世にいたる各時代の埋蔵文化財が存在するほか、寺町を中心として市内各所には建造物・書跡・美術工芸品など国・県・市指定の文化財をはじめ数多くの文化財が残されている。

一方、都市化の進展に伴い多くの文化財が失われ、核家族化・少子化等社会経済情勢の変化によって古くからの地域の伝承や風俗習慣が薄れ、地域住民の心のよりどころともいうべきものを喪失してしまったことも否めない。

尼崎市では、平成18年度現在、国指定文化財として、本興寺の木造日隆上人坐像（彫刻）、開山堂・三光堂・方丈（建造物）、長遠寺の本堂・多宝塔（建造物）、太刀〔銘恒次 名物：数珠丸〕（本興寺所蔵）、太刀〔銘守家〕（尼信文化基金所蔵）の工芸、近松門左衛門の墓（広濟寺）・田能遺跡（尼崎市）が指定されている。

県指定文化財は、長遠寺の鐘楼・客殿・庫裏をはじめ、富松神社本殿他7件が指定され、市指定文化財は、如来院石造笠塔婆、水堂古墳出土品、尼崎城下風景図他32件が指定されている。

また、文化財保護と歴史資料等の収集・保存・公開の諸事業及び調査研究成果を活かした講座、体験学習会、史跡巡り等の普及啓発事業が、学校、公民館等で活動する市民グループ、地域団体等を対象に展開され、これをサポートするボランティアの育成も行っている。今後ともこうした地道な取り組みを継続、発展させていく必要がある。

そのためには、専門職員としての学芸員の知識・技術・経験が不可欠であり、永年の調査・研究成果を伝達し、これまでの取り組みを継続、発展させていくためには後継す

べき職員の計画的な任用と育成が必要である。

その土地にくらす人々にとって真に豊かな生活とは何か。子どもたちに生まれ育ったまちに対する愛着や誇りを如何に醸成していくか。尼崎のまちづくりにとってこれは極めて重要な命題であり、この命題を解決するためのひとつの方策として、地域の歴史や文化を保存し、後世に伝えるとともに、これを活かしたまちづくりを進めることは大変意義あることと考えられる。

いずれにしても、市民が地域に残る文化財を身近に肌で感じ、私たちのまち尼崎の歴史を知ることにより郷土に対する理解と愛着が深まる。

そのためには、今は、路傍に佇む道標（みちしるべ）や普段人々が無気なく通っている道が、江戸時代から人々が行き交った街道筋であったことなど、地域に残る身近な文化財として適切に保存し、その説明板を設置するなどきめ細かく紹介する取り組みを進めていくことが必要であり、こうした取り組みを通じて、日常の生活のなかに地域の歴史が息づくまちづくりを推進して行くことが大切である。あわせて、今後、体系的に尼崎の歴史を学ぶことができる施設の整備と、学習機会を提供することが肝要である。

[目次に戻る](#)

(8) 社会教育関係団体の育成・支援

社会教育振興の上で、ますます社会教育関係団体の果たす役割は大きくなることから、社会教育関係団体の育成・支援を今まで以上に行う必要がある。

社会教育関係団体とは、社会教育法第10条によれば、「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体」、「社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とすること」及び

「団体としての形態が整っていること」の三点が定義としてあげられる。

従来のがが国の社会教育は、農村主義、団体中心主義、青年と婦人中心主義で行われてきた傾向がある。そのために、社会教育関係団体といえば、婦人会、PTA、青年団などの地域社会を基盤にした団体が考えられてきた。

昭和34年に社会教育法の一部が改正され、社会教育関係団体に対する補助金の支出の禁止規定が削除され、憲法第89条の規定に抵触しないものについて、補助金を支出できるようになった。これ以降、多くの地方自治体において、婦人会、PTA、青年団などの団体に補助金を支出してきた。

ところが、昭和35年から昭和45年にかけて、急激な都市化の進展と地域社会での人々のつながりが希薄化し、既成の社会教育関係団体の中には衰退の傾向をたどるものも現れた。その一方で、グループ・サークルなどの同一目的をもったあらゆる小集団が現れはじめた。しかも、これらの集団の中にも社会教育関係団体の三つの定義を十分に満たすグループ・サークルがあり、従来の社会教育関係団体だけを認定し、支援していくことの方向性の転換が必要となってきた。

ましてや、生涯学習時代となって、各種ボランティア活動が成長し、活発化していることやNPOの公益的活動が盛んになっていることも鑑み、今後の社会教育関係団体のあり方について、いろいろ注意深く検討する必要があるのではないか。社会教育活動に携わる市民が交代する目安は、社会教育関係団体の消長にあるといわれている。これからの時代にあつて、社会教育振興の上で、ますます社会教育関係団体の果たす役割は大きくなることから、前述の方向性も踏まえ、社会教育関係団体の育成・支援を今まで以上に行う必要がある。

[目次に戻る](#)

社会教育施設の整備

社会教育施設が地域住民にとって、かけがえのない存在として理解され、支持されるには、見た目の新しさだけでなく、新しい情報や新しい取り組みがあり、新しい仲間に出会える場がいつまでも新鮮と感じられる施設であり、そのような施設が求められている。

1 公民館

本市の公民館は、昭和25年に「尼崎市公民館設置条例」を制定し、昭和26年に南城内に尼崎市立中央公民館が設置され、昭和36年11月に、北難波小学校に隣接する現在地、西難波町に中央公民館が建て替えられた。

昭和37年の尼崎市社会教育委員会議においては、「公民館体制の基本方針について」の意見書の中で、「地域に密着した公民館活動であるためには、1市多館制を基本方針におくべきである。具体的には、1中学校区に1館を建設して、これを公民館分館とし、その中に中央公民館を置き、本館、分館方式による公民館体制をとること」と述べている。

昭和44年の社会教育委員会議は「市における公民館計画について」の答申の中で、「公民館の配置基準として、最低、各行政区に1館、全市で6館の公民館、分館は15館が建設されているが、地域的偏在がみられ、老朽館の改築も併せ、半径750mに1館を目指す」という基本方針が示された。この方針が、現在においても本市における公民館の設置基準となっている。

公民館は、市民が豊かで充実した人生を送るため、自由意志に基づいて学習し、自己を高めるための社会教育機関である。そうしたことから、市民の学習ニーズに応えるため、様々な事業や講座を提供している。しかし、公民館が提供する事業や講

座だけでは、市民の全ての学習ニーズに対応できるものではない。こうしたニーズに応え、市民の自主的な学習活動を支援・促進するため、公民館は学習グループを育成し、支援してきた。

現在、本市の公民館グループは約 800 グループがあり、9,800 人の市民が公民館を利用して活動している。近年は会員の高齢化、若年層のグループの沈滞化、閉鎖的グループの存在に加え、グループの統廃合等によりグループ数が減っていく状況がある。

公民館を拠点として活動する公民館グループは、共通の学習ニーズで構成されていることから、集団学習の特色である相互学習が期待でき、仲間意識を醸成することができる。また、学習者自らが進める学習形態となっていて、公民館としても大きな位置づけを持っており、次のような事項に重点をおいて支援して行くことが大切である。

まず、グループ活動を紹介する広報活動や学習環境の整備を進めることによって、公民館グループの活性化を図り、これまで公民館に関心を持たなかった市民が公民館グループに参加しやすくすることや、グループ数と会員数の増加を促進するため、特に、地域活動やボランティア活動を望んでいる者、また、趣味を生かした生活を送りたいと考えている団塊の世代への働きかけが必要である。

そして、市民が主体となったまちづくりや地域の活性化を図るために、公民館グループの意欲を高めるとともに、学習成果を地域社会へ還元できる場を拡大していくシステムの構築が急がれる。

また、一方でこれまで重要な講座については、文化教養事業や市民大学教養講座等をはじめ講義型で展開されてきたが、近年では、参加型の事業や講座の展開にも意が用いられている。この例として日本語講座が挙げられる。急速な社会情勢の変化に伴い、市民の中にも、新渡日者（ニューカマー）が増加する

など、過去に例のない課題が新たに生じてきた。その課題の解決のため、ニューカマーの方々が地域の住民として支障なく円滑に社会生活を営み、それぞれの歴史・文化・伝統等を学ぶことを通じて真の国際化をめざす「ベトナム子ども学級」や「日本語よみかき学級」などを開設し、地域の課題解消に向けた参加型事業や講座で一定の成果を挙げることができた。

今後とも、市民が主体的に学習し、学習活動を地域に広げ、学習結果を協働のまちづくりに発展させていくことを支援することに比重を置いた事業や講座を展開していく。すなわち、単に個々人の「趣味・教養」を充足させるだけの事業や講座にとどまるのではなく、「地域住民として必ず対処しなければならない課題についての学習」や「地域の課題解消にかかわる学習」などに重点を置いて取り組んでいく。

また、これからの公民館講座の企画・運営や公民館事業等については、地域住民が参加する体制を整え、地域住民の参画や協働を促進していくことが大切である。特に、地域文化や現代的な課題などについて地域住民が学びあうなど、地域のつながりを深める事業や講座、また、地域住民が一体となって地域の共通課題の解決に取り組む意欲を喚起する事業や講座の展開を図る必要がある。

したがって、公民館事業や講座の持続的な向上のためには、事業や講座について明確な目標を立てるとともに、事業や講座の実施後にその適正な評価をすることも大切である。

公民館サービスの現状における課題は、講座と公民館登録グループ・サークルの利用を中心に公民館が運営されていることにある。これら両者は、たしかに重要ではあるが、公民館が市民にとってもっと気軽に利用できる施設となるためには、施設内部の快適性を高めると同時に、「個人利用」に注目する必要がある。

利用率の高い公民館は、一般に広いロビーを市民に開放して

おり、そこには学校帰りや夏・冬・春休みにおける子どもやPTAの会合後の保護者、あるいは地域で働く人々が憩いのためにやってきて、それぞれ自由に過ごしている。そこで、ロビーに併設する公民館図書室の利用を促進するために蔵書の拡充と魅力化を図り、本市独自の公民館図書サービスシステムを更に充実していけば、公民館を訪れる市民は飛躍的に増加することが期待できる。

また、公民館利用者の公民館に対するイメージとして、一つには、公民館職員は暗くて愛想がない、堅くて寄り付きにくい。愛想の良い職員もいるが、利用者が挨拶しても知らん振りをする職員もあり、公民館職員は挨拶の一つもできないなどのイメージがある。

もう一つは、小学校の教室には展示物がいっぱいあり、それがコンクリートの冷たい壁に暖かい雰囲気をかもしだしているが、公民館にはそのような雰囲気がまったくないイメージを感じている。

このようなイメージを払拭するには、職員は利用者に明るく振舞ったり、いろいろな相談に耳を傾けたりして、利用者と気軽に接することに徹するべきものとする。また、公民館まつりのときなどは、グループの作品が展示され賑やかになり公民館に暖かみを感じるが、このようなムードが日常的にあるように工夫する努力が求められる。例えば、料理教室からは料理を作る匂いがぷんぷんしたりする雰囲気があれば、市民は公民館に入りやすく感じると思われるし、そのような公民館であってほしいという期待もあることから、直ぐにでも、公民館のイメージチェンジを図れるものから取り組むことが大切である。

このように、公民館は市民の学習の場であると同時に心のやすらぎを与える非日常空間であるべきであり、職員は利用者にはリフレッシュ感覚を与える対応を心掛けることが大切である。

市民にとって、公民館は尼崎を知り、行政を知る玄関口であ

る。市民は公民館で尼崎のイメージをつかむ。公民館に来た市民と雑談ができる公民館職員、その中から市民の思いを汲み取り、講座の企画に反映させていくことも大事な仕事ではないか。来館する市民とうちとけて楽しく話をして、人材の発掘をする。デスクワークは閉館後にするぐらいの気持ちが必要で、市民にやってあげているという考えを持った職員を、公民館も市民も求めてはいない。

公民館の大きな役割として、市民が自立でき、相互に交流できる学習の機会や場を提供することが、市民の学習意欲をより一層高めていくことになる。そのためにも専門性を持った社会教育主事等の配置が必要である。

要するに、社会教育では「事業は人なり」と言える。

[目次に戻る](#)

2 図書館

本市の図書館は、大正 5 年故秋岡亀太郎の邸宅が図書館用として市に寄贈され、旧尼崎藩主桜井子爵家より図書館建設費として 2,500 円の寄付があった。これをうけて、図書館設備費などの予算化を行い、大正 8 年の 7 月に阪神間で最初の公立図書館が設置された。

昭和 25 年 4 月 30 日に「図書館法」が公布され、新しい図書館活動の目的・設置基準などが示され、本市は 10 月 30 日に尼崎市立図書館設置条例を公布した。

昭和 54 年 6 月に、本市に 2 館目の尼崎市立北図書館を開館し、図書館児童室を設ける。また、ボランティアセンターの協力により対面朗読を実施する。

昭和 55 年 6 月から、北図書館へのコンピュータ導入や昭和 57 年 7 月から中央、尾浜、塚口、杭瀬、潮江、戸ノ内、武庫北、大庄の各公民館に配本所を開設する。その後、本庁地区会館、小園公民館、園田公民館、大庄公民館と順次配本所の拡充

を行っていった。

平成2年に北城内27番地の県立尼崎病院跡地に、新しい中央図書館が建てかえられ、図書館サービス網の充実を図った。

現在、本市の図書館サービスは、図書館2館、公民館図書室6館、公民館分館図書コーナー14館、園田地区会館出張所及び中央地区会館図書コーナーの計24館があり、図書館サービス拠点としてはきわめて恵まれている。

図書館サービスの理想的なサービス拠点の配置は、半径約700メートルに1館と言われており、本市は、その条件を満たしている。

しかし、図書館利用状況を平成17年度で見ると、年間総貸出冊数は122万8千冊であり、市民1人当たりの貸出冊数は2.7冊である。これは全国平均の4.7冊(阪神間他市平均6.4冊)を大きく下回っている。しかも総貸出冊数のうち、公民館図書室が19万6千冊、公民館分館図書コーナーが2万8千冊で、公民館・公民館分館の総貸出冊数は、全体の6分の1にとどまっている。

公民館の貸出冊数が少ない原因は、開架冊数の質と量の不足と、図書館の専門職員である司書の不在にある。開架冊数は中央図書館10万冊、北図書館7万7千冊、武庫公民館図書室1万7千冊、園田公民館図書室1万7千冊、園田地区会館1万9千冊、中央公民館1万冊、小田公民館2万6千冊、大庄公民館1万冊であり、公民館分館は、施設規模により異なるが平均2千冊程度の開架となっている。

図書館界では、全国的にも拠点図書館の他に図書館分館を必要に応じて配置しているが、一般に図書館分館には、「新鮮な図書が3万冊必要」だと言われている。新鮮な図書が3万冊あれば、市民は「なにか面白い本がありそうだ」と期待して自然に図書館へと足を運ぶからである。逆に、市民のこの期待を裏切ると、市民の図書館への足が遠のく。

本市の図書館サービスの課題は、郷土資料や行政資料の収集、学校との連絡・連携協力、公民館図書室の図書の充実や図書館司書の配置及びそのPRなどであり、今後は、尚一層、図書館の教育機能の強化が求められる。

[目次に戻る](#)

3 体育スポーツ施設（校庭スポーツ開放を含む。）

本市の体育・スポーツ施設としては、戦後、西長洲本通1丁目の記念公園に、市民のスポーツ・レクリエーションの場として、各種の野外運動競技場・体育館などの建設を計画したが、戦後復興、学制改革による新制中学校の建設、加えて昭和25年9月のジェーン台風による大被害と防潮堤の建設などのため、これらの計画は延び延びになっていった。

しかし、昭和26年の要望により初めて硬式野球場が完成した。総合運動場の第一期工事として設けられたこの球場は、スタンドを備えた公認球場として、当時としてはすこぶる立派なものであった。

その後、軟式野球場として29年6月に橘球場、33年9月に大物球場、続いて35年8月に総合運動場の一環として、市民グラウンドにテニスコート、36年4月に軟式野球場、同年11月に体育館が建設され総合運動場としての施設・設備はしだいに整ってきた。

さらに、39年度には、スポーツ施設の充実を期して、陸上競技場・テニスコート・バレーボールコート・体育館の増改築がおこなわれ、本市のスポーツセンターとして、その名にふさわしい施設の整備がなされた。

その後、47年に園田体育館（平成元年、園田公民館との複合施設として移転整備）、49年に小田体育館（平成6年、潮江地区再開発事業の一環として移転整備）、51年に武庫体育館、55年に大庄体育館、58年に本庁体育館を開設するが、この

施設は、屋内プールと中央地区会館の複合施設で、通称「サンシビック尼崎」として市民に親しまれている。また、昭和60年には、教育総合センター、障害福祉センターとの複合施設として立花体育館が完成し、本市の社会体育施設が整備される。

また、昭和36年に「スポーツ振興法」が公布・施行されてから、住民があらゆる機会と、あらゆる場所で自主的にスポーツができるような諸条件の整備に取り組みをはじめた。その中でも、体育指導委員を任命し、市民に対しスポーツの実技指導等の展開を図っていくことにより、市民の体育・レクリエーション熱も高まったが、一方、住民の声としてスポーツの施設整備が必要となってきた。

しかし、施設を整備するには、莫大な経費が必要となることから、学校施設の利用を検討しはじめた。その結果、昭和39年8月から小学校7校、中学校11校を住民のスポーツ施設として開放するにいたった。

その後、順次、学校開放は拡充されていき、平成18年度現在の状況は、小学校43校、中学校19校の体育館・運動場及び中学校の柔剣道場を市民のスポーツ・レクリエーションの場として開放している。また、小学校43校のうち23校には学校開放運営委員会を設置し、個人利用者を対象とした各種スポーツ事業の計画、プログラムの提供、利用調整等利用者相互間のコミュニティづくりを奨励している。

さらに、学校開放運営委員会を設置している学校を対象に、昭和54年度から北難波小学校、立花小学校に夜間照明、クラブハウスを設置して以来、夜間照明は1行政区3校、全市で18校、クラブハウスは23校全てに設置された。

その後、日本経済のバブル景気が崩壊し、国においても地方公共団体においても行政改革の取り組みがなされる中、学校のスポーツ施設利用に係わる業務等を外郭団体に委託することにより、市民に対するスポーツ活動の場の提供を行っている。

また、こうした中で、現在、学校教育外での学校施設利用時の管理上の課題解決に向けた検討を進めている段階である。

[目次に戻る](#)

4 田能資料館

田能資料館は、尼崎・西宮・伊丹三市共同の工業用水道園田配水場の建設が行われたとき発見された田能遺跡が、広範な市民運動の盛り上がりによって保存が決定され、近畿地方を代表する弥生時代の集落跡として国史跡に指定されたことによって整備された施設である。

田能資料館の活動としては、出土した資料を現地で保存・公開する常設展示と、田能遺跡の理解を深めるために開催される特別展や企画展のほか、昭和46年の開館以来土器作り・石器作りなどの「古代のくらし体験学習会」などの事業を行っている。今日、広く行われるようになった体験事業に先駆的に取り組み、今日まで継続されていることは高く評価できる。

こうして歴史を積み重ねてきた結果、平成18年9月には、田能遺跡発掘40周年記念事業を実施している。

また、一方では、資料館は築後40年を経過して、設備面での老朽化が著しく、事業の進展に伴って狭隘化してきている。また、資料館は、遺跡の上に盛土(3m)をして、その上に建設されており、地盤も軟弱である。今後、史跡公園の樹木の管理も含め長期的な全体整備計画の検討が必要である。

一方、史跡公園内は快適な自然環境が保たれており、今回、都市公園法施行50周年記念事業「日本の歴史公園100選」に田能史跡が「田能遺跡公園」として選定されたこと(平成19年2月)を契機に郷土の貴重な文化財である田能資料館の市民へのより一層の周知を図っていくことが大切である。

また、現在史跡として指定されている範囲の東側にも、遺跡が延長していることは確認されており、現在、開発されずに水

田の状態に残されている。今後は、確実な範囲確認調査を行って遺跡の広がり・範囲を確定し、指定地外の部分についても史跡の指定を拡大して、更に保存を図っていくとともに、尼崎市の文化遺産である国指定史跡「田能遺跡」を積極的に情報発信していくことや田能資料館が市民にとって身近な存在となるため、資料館の持つ人的・物的資源を有効に活用し、市民のニーズに応じた事業展開をしていく必要がある。

[目次に戻る](#)

5 文化財収蔵庫

文化財収蔵庫は、市内の遺跡から出土した資料(埋蔵文化財)や市内の民家に残されていた農具などの民具(民俗資料)を収集・整理・保管し、その一部を展示公開する施設として、昭和48年に小学校の空校舎を利用して開設された施設である。施設の設備面は開設当時から十分とはいえず、収蔵資料の増加に伴う収蔵スペースの確保も課題となっている。

また、建物は震災に伴う必要最小限の復旧工事は行われたものの、経年による老朽化が激しい。

現在、3階2室と廊下等を収蔵スペースとして使用しているが、出土遺物が年々増加し、平成8年度に2階展示室のうち1室を収蔵室に変えて、さらに平成14年度には隣接する立花小学校の機械室を収蔵室として借用し、収蔵スペースの確保に努めている。しかし既に満杯状態であり、新たな収蔵スペースの確保が必要である。

文化財収蔵庫の活動としては、開発事業者との埋蔵文化財取り扱い協議や、指定文化財の指定及び保護などのいわゆる文化財保護行政に加え、平成14年度からは歴史博物館準備室との統合により、準備室収集資料の管理と展示公開活動、歴史講座、市民ボランティアとの協働による取り組みや、学校教育と連携した各種の教育・普及活動も行っている。

今後は、文化財保護行政推進の中核施設としての目的及び機能を備えた新たな収蔵・展示施設の開設が求められる。

[目次に戻る](#)

6 歴史博物館建設構想

社会教育法において、公民館とともに社会教育のための機関として規定されているのが図書館と博物館である。

尼崎市では先にも述べたとおり早くから公民館と図書館を設置し、その整備が図られてきたが、博物館については未だ設置されていない状況にある。人口45万人超の都市でありながら博物館が設置されていないことをもって、尼崎市の文化水準を軽んじる向きもあるようであるが、尼崎は古代以来水陸交通の要衝として栄え、江戸時代には阪神間唯一の城下町として、近代以降は阪神工業地帯の中核を担う産業都市として発展してきた歴史があり、史跡田能遺跡や寺町における重要文化財建造物をはじめとして数多くの文化財が残されている。

この輝かしい郷土の歴史を概観して、地域発展の姿を正しく理解し、未来を展望するための歴史学習の場として、また市民の貴重な文化遺産を後世に伝えるための施設として、本市歴史博物館建設構想が企画された経緯がある。

歴史博物館建設構想は、昭和54年度に策定された『尼崎市総合基本計画』において、城内・寺町地区を中心とした「歴史文化ゾーン」の中核施設として歴史博物館を建設することが打ち出され、昭和63年度には、教育委員会事務局に準備室が設置され、基本計画の策定、歴史博物館専門職員たる学芸員の計画的な採用、資料の収集と建設用地の取得が進められてきた。しかし、用地取得の難航と阪神・淡路大震災による財政負担、その後の社会経済情勢の急激な変化などにより、平成14年度には建設計画は凍結され、今日に至っている。

現下の財政状況等を勘案すると、当初計画された歴史博物館

を整備することは極めて困難と思われるが、構想で目指した理念は今だ色あせておらず、今日の急激な社会環境の変化に対応し、市民が地域の伝統と文化を尊重して郷土に対する愛着と理解を深める機会を提供することは、公教育に求められる基本理念のひとつとして極めて意義深いことと考えられる。

また、歴史博物館建設構想により尼崎市には既に数多くの貴重な資料が収集されており、これを適切に保管して後世に伝えるとともに、展示公開等により市民の利用に供するための施設を設置することは本市の重点課題であり、歴史博物館建設構想の理念を生かした施設整備の取り組みが、早急に講じられることが必要である。

本市には博物館に類似した機能を有する施設として田能資料館と文化財収蔵庫が設置されているが、これまで収集した資料を保存・公開し、原始・古代から近代までの郷土の歴史を体系立てて、尼崎市民に伝える施設がないことから、博物館は必要不可欠な施設である。

平成18年3月に取りまとめられた「城内地区まちづくり懇話会提言」、それを受けて内部検討された「城内地区まちづくり庁内検討会議報告書」では、成良中学校移転により使われなくなった旧城内中学校校舎を保存し、(仮称)歴史文化センターとして活用することが盛り込まれている。これを歴史博物館に代わる施設として整備することが当面最善の方策と考えられる。その際、(仮称)歴史文化センターにおいて、文化財保護行政も併せて行うことにより、人的・物的資源の有効活用及び文化財保護と社会教育活動の一体的な取り組みが期待されることから、両機能を併せ持った施設として整備することが望ましいと考えられる。

[目次に戻る](#)

7 小学校区学習センター構想

住民が、地域においてよりよい潤いのある人生を送るためには、その場面場面でいろいろな学びと出会うことがなければ、その目的は達成されない。学びとの出会いは、堅苦しいものではなく、ごく自然なもの、身近なものであればあるほど地域で生きること大いに役立つこととなる。そこで、地域で学ぶということは、どのように受けとめればよいのであろうか。それは、住民が、互いに顔をあわせ語りあう日々の生活エリアにおいて、自然と生まれる学びであるということである。すなわち、そのエリアにおいて生じる生活課題・地域課題を解決するために、実生活に即した学びが要請されるのである。

ところで、その生活エリアを具体的にどのように捉えればよいのか。尼崎市はこれまで、町村合併の経緯もあり、大きなコミュニティの単位を支所単位で進めてきたが、より身近で、市民同士が顔をあわせ語り合うことができる範囲は、小学校の校区と考えるのが一般的であろう。このことは、地域住民が、子どもたちを取り巻くさまざまな事象にかなり深く関わっていることから容易に理解できる。したがって、小学校区の中の学びが、盛んに行われ、それも単発ではなしに継続されることが具体となれば、これを尼崎において「小学校区学習センター」(以下「学習センター」という。)と名づけることができるであろう。

一方、教育という視点で地域での学びを考えると、学校での教育活動以外は、社会教育活動(家庭での教育活動の支援を含む。)ということになる。仮に、双方の活動が個別にばらばらに行われたとすれば、住民が、日々地域においてより充実した生活を送ることにはいたらないであろう。すなわち、個々の住民の充実した日常生活は地域全体がよくなってはじめて成り立つものであり、極論すれば少数の幸せだけでは、地域コ

コミュニティはすばらしいものとはいえない。このような意味合いからいえば、家庭・地域・学校がより高度に結びつき、それも子どもを核とした営みがより充実した形で進んでいくなれば、そこには、より成熟したコミュニティが形成されることとなるのではなかろうか。

それでは、尼崎の学習センターのイメージについて、具体的に示してみることにする。

ここで言う学習センターとは、小学校区における住民が、よりよい地域を創出する目的で、相互に地域課題や生活課題を解決するための学びが始まり、それが継続する学びとなり、集うための拠点での学びや地域コミュニティとして高まっていく。このようなエリアを小学校区に位置付け、その施設面での核が当該校区の小学校となる。

今、尼崎には、各小学校ごとに「こどもクラブ」があるが、これを、学習センターに位置付けて、名実ともに学習センターに育て上げていく考えである。こどもクラブは、まだヒヨコである。このヒヨコを鶏に育てていく。そのためには、地域の住民がこの学習センターで学ぶことが前提となる。そして、地域に存在する課題についてみんなで十分に議論を深め解決していく。そのような新たな取り組みが、いま地域には絶対に必要であり、地域もそれを求めているのではないのだろうか。

学校が、地域の核となり地域課題の解決のための学習センターになるためには、現在の学校の管理体制を検証していく必要がある。学校が学校教育活動以外で地域なりにどのように利用されているかを把握するなかで、具体的にあるべき方向を決定していくべきであり、このことの整理なくして真の学習センターの誕生とはならない。地域が地域のために主体的にこの学習センターを運営して初めて、地域コミュニティが再生することとなる。すなわち、地域の課題は、地域自らが解決していく住民自治の考えを基本として、その中で地域だけでは、解決でき

ないものについて、行政が支援していく仕組みづくりも併せて成就させていくことでもある。協働のまちづくりそのものである。その実質的な支援母体は、社会教育が担うべきであり、地域においては、地区公民館がこれにあたることが絶対条件である。

地域自らが地域の課題を解決していくためには、絶対に欠かせない条件がある。それは、人づくりである。それも地域をコーディネートできる人材が必要である。いま、地域には、求めるべき人材がないのかということになると、いるにはいるが少ないということであろう。いままで地域には、社会福祉協議会をはじめいろいろな団体の代表や指導者が存在しているが、地域全体をコーディネートするまでには至っていないのが実態ではなかろうか。したがって、新たに人材を育てて行くには、相当な労力も必要であり、既存の指導者等の育成と人材発掘を併せて行っていくことがより実現可能な方策である。いままで、行政は、いろいろな地域団体と連携協力はしてきたが、自主自立を目指した育てを怠ってきたことも否めない。今後、行政は、真に自立した地域団体等を育てて行くことに全力をあげて、地域自らが地域の課題を解決していく住民自治の礎を築いていかねばならない。

学習センター構想を具現化するためには、行政の内部においても、地域を分析し、真にどのような手立てが必要かを見極めなければならない。そのためには、地域の力を借りるべく、地域とともに検討することが、近道であるように思われる。

(1) 成人の学びと子どもの学び（地域の再生）

成人の学びは、いずれの場所においても展開が可能であるが子どもの学びは、より安全で安心な場が確保されなければならない。現在、地域コミュニティの基盤が脆弱化し

ている状況からすれば、学校そのものが子どもの学びの核となるべき時期であろう。学校における学校教育活動以外の可処分な部分を成人が活用しても差し支えないし、その学びの営みも子どもを中心としたものであれば、なお良しとすべきであろう。いずれにしても、地域に子どもの健全な学び空間がなくなっている状況から、これまでの学校開放も、まずは子ども中心に戻すべきであり、成人は、その他の学びの可能な場で行われるべきであろう。この場合、当面これらが定着するまでの間、支援はなかば義務的に行われる必要がある。要するに、これらの対応は、地域の本来の姿である、地域自らが地域のために行う活動を、学校を核として行われる形態に戻すことであり、希薄化した地域における人のつながりを密にするものである。地域の再生は、これらのことにかかっているととっても過言ではない。

[目次に戻る](#)

(2) こどもクラブと学習センターの関係

こどもクラブは、当該小学校の児童を対象として、学校外の子どもの健全育成事業を展開しているところであるが、この事業に地域全体が関わって、その校区のすべての世代が何らかの役割を担うことを目指していく。すなわち、当該児童の健全育成というこどもクラブの本来的な機能を基盤としつつ、広く地域課題の解決という世代を超えた方向に向かっていく場合を学習センターと位置付ける。

[目次に戻る](#)

(3) 学校施設の管理の一元化

学校開放・こどもクラブ・児童ホーム・校務員業務（地域の人材活用の観点からシルバー人材センターも考慮）・

学校図書館の学校外の組織による運営等について総合的に検討していく必要がある。この場合において、学校長の管理権限及び責務と学校管理下外の権限及び責務並びにその主体を明確に区分しておくことが必要である。[目次に戻る](#)

(4) 学習センターの地域の自主管理

地域が地域のために主体的に運営し、地域全体をよくしていこうという活動拠点及びシンボルに仕立てる。[目次に戻る](#)

(5) 学習センターでの事業展開

地域の課題解決のための取り組みを念頭に置き、地域主導の事業を展開する。[目次に戻る](#)

(6) 学習センターの遵守事項

政治的中立、宗教活動・営利活動の禁止（社会教育法及び公民館条例の規定を適用）は学習センターにおいても遵守されなければならない。[目次に戻る](#)

(7) 公民館分館の扱い

学習センター整備に伴い公民館分館を直営するメリットが薄れることから、事業内容を学習センターと調整し、ある程度特化させた位置付けを検討しなければならない。

特に、検討すべき課題としては、分館利用グループの扱い（どこで活動を継続させるか）や、当面の公民館事業の展開をどうするか。また、午前中を中心に学校の利用がどこまで可能かを考え、相互の連携について検討していく必

要がある。

さらに、学習センターの活動のメインは土日祝及び長期休業期間中となることが予想されるため、現在の公民館分館での具体的な事業等の取り組みを検証し、学習センターの運営等に役立てる必要がある。(協働で実施した事業、各分館エリアの取り組みの特色など)

[目次に戻る](#)

施策展開

近年、社会教育を取り巻く状況は大きく変化している。その中で、これからの社会教育を推進していくためには、市民の参画と協働が不可欠なものとなり、行動的で自立した市民の活動が期待される。このような市民の力をさらに高めていく取り組みが社会教育の役割と責任であり、新しい社会教育の在り方に即した施策展開が求められる。

1 人権教育の推進

尼崎市人権教育・啓発推進計画の施策の基本方向と尼崎市同和対策審議会の「同和問題解決に向けた施策の今後のあり方」の答申を尊重し、人権に関する正しい知識を習得し、身近な人権問題の解決に向けての取り組みを推進する。

今後は、すべての市民が人権尊重の視点に立って同和問題をはじめ障害者、女性問題、在日外国人問題等のあらゆる人権問題について、啓発活動の推進とともに人権を尊重する教育に取り組む環境整備を行い、市民が自主的・主体的に行動するための諸条件の整備に取り組む。併せて、これらのネットワーク化や拠点づくりを推進する。

その方策としては、

差別のない社会を築く人権意識の高揚
効果的な人権啓発活動の推進
人権学習団体・グループの育成・支援
指導者の発掘と養成
人権教育に関する学習活動の促進
人権教育に関する啓発活動の促進
国際理解の推進

[目次に戻る](#)

2 生涯学習社会の促進

市民が心豊かで充実した生活を求めて、生涯にわたる多様な学習活動を主体的に行える生涯学習社会を実現するため、本市の特性をいかした学習環境の整備と充実に努める。

その方策として、

学習成果を生かせる場の開発と学習の場の整備
年齢段階に応じた学習機会の提供による学習意欲の喚起
自主的に学習するための支援施策の推進
学習情報の提供と学習相談機能の充実

[目次に戻る](#)

3 家庭教育に関する学習機会の充実

子どもの将来に必要な資質を身につけさせるために、親が子どもの教育に対して責任や役割を認識し、感性や情操を涵養して、子どものしつけに必要な知識・技術を身につけるなど、親の自覚と教育力を高めるための学習機会を充実する。

その方策として、

親の自覚と教育力を高めるための学習機会の充実

子どもと親の学習機会の充実
父親の参加を促進する学習機会の充実
家庭教育に関する学習活動の促進
子育て支援人材の発掘と育成
関係機関等との総合的・一体的な事業の推進
子育て相談員の養成と活用

[目次に戻る](#)

4 地域教育力に関する学習活動の推進

新しい時代を切り拓くたくましい青少年を育成するため、学校を拠点として地域の人々とのかかわりの中で、交流活動を活性化し、豊かな体験活動や社会参加活動を促進する。また、親の子育て学習や地域住民による積極的な子育て支援活動を促進するために、青少年育成についての理解と協力を深める。

その方策としては、

親子で地域交流を深める活動の促進
子育て支援に係る人材の発掘と育成
地域の学習活動に対する指導・助言・相談体制の整備
子育てに関する情報提供の充実
育児に関わるグループの学習活動の場の整備
関係機関との子育てネットワークの整備

[目次に戻る](#)

5 男女共同参画社会における社会教育の推進

男女がともに子育てなどの現代的課題を学習するといった男女の参加を促す多様な学習機会の提供により、男女共同参画社会の意義についての理解を深める。

その方策として、

男女の積極的な参加を促す学習機会の提供
少子・高齢化問題に取り組む団体や人材の育成
男女平等の意識づくりのための教育の推進

[目次に戻る](#)

6 高齢者の社会参加の促進

超高齢化社会が進む中、いわゆる団塊の世代の退職者は、長年培った豊かな知識、経験を有しており、地域の課題を解決したり、地域の活性化に取り組んでもらう人材として大きな期待が寄せられる。今後、団塊の世代が退職後に自分の住んでいる地域社会で生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう地域への参加を促進する。

その方策として、

団塊の世代を対象にライフステージの学習機会の提供
地域やボランティア活動への積極的な参加を促す環境の整備
社会参加に結びつく学習機会の提供
世代間交流を図る学習機会の提供
関係機関等との連携の促進

[目次に戻る](#)

7 学・社の連携から融合への促進

これまではスポーツ施設としての学校施設の開放が行われ、地域交流が図られてきたが、地域住民の学習の場としての施設の提供は、いまだ十分でない。

今後は、学校と社会教育が共同で学習プログラムを開発し、地域における学校機能の活用と地域素材を生かした事業の企画・運営を支援する。

その方策として、

社会教育としての教育機能を活用した学習プログラムの開発

学校の持つ教育機能や教育資源の開放による地域の教育力の向上

[目次に戻る](#)

8 ボランティア活動の推進

ボランティア活動に参加することは、まちづくりのためにお互いに助け合える人と人のつながりを作ることにつながり、市民自らが地域を活性化させることに資する。そのために、今まで生きてきた人生経験の中で培った貴重な能力を地域の中で生かすことができる体制を整備し、ボランティア活動への参加を積極的に推進する。

その方策としては、

ボランティア活動の人材登録制度の確立

ボランティア養成の充実と場の提供

ボランティアの人材活用と機会の拡大

[目次に戻る](#)

9 青少年教育の推進

青少年教育への対応としては、郷土への理解を深める学習機会の提供、社会参加の促進、指導者・団体の育成を行ってきたが、まだ十分とはいえない。

青少年が次代の担い手として地域活動に参加するためには、郷土についての理解を深め、自分の住むまちに愛着を感じる事が重要である。

よりよいまちづくりへの参加意欲を高めるために、各種事業への企画段階からの参画の機会の提供と、青少年の地域活動や

社会教育事業への参加を促進する。

その方策としては、

- 青少年の学習機会の充実
- 地域社会の担い手としての社会参加の促進
- 郷土愛を育む学習機会の充実
- 社会の変化に対応できる資質を育む学習機会の提供
- ボランティア活動の積極的な参加の促進
- 青少年活動についての情報提供の充実
- 青少年の学習と交流の場の整備
- その他、市長部局と連携した施策の展開

[目次に戻る](#)

10 生涯スポーツの振興

スポーツを通じて達成感や楽しさを共有できるよう、体育施設の整備・充実を含め、各種健康に関する施策の展開による環境づくりに努める。

今後も、市民の体力・健康増進はもとより、高齢者の予防医学の一環として、また、地域交流や心の癒しなど、様々な面で生涯スポーツの必要性が高まることから、スポーツ振興審議会の意見に基づいて生涯スポーツの振興を図る。

その方策としては、

- 生涯スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実
- 市民のスポーツニーズに応える指導体制の整備
- スポーツ指導者の養成と確保
- 地域のスポーツ団体・指導者の育成支援と連携
- 地域スポーツ活動の支援
- スポーツ情報の収集・提供の充実

[目次に戻る](#)

11 文化財保護の推進

国指定史跡の田能遺跡をはじめとする文化財は、本市の文化環境の向上と歴史を語る道しるべである。

これからも、本市の伝統文化や埋蔵文化財をはじめとする文化遺産を保護するとともに、市民の文化的生活の向上に役立つよう、所蔵資料を積極的に公開し活用する。

その方策としては、

- 文化財の調査・保存の継承
- 文化財保護体制の強化・充実
- 文化財の啓発と活用
- 所蔵資料の積極的な展示・公開
- 文化財に親しむ機会の提供

[目次に戻る](#)

12 社会教育関係団体の育成・支援

市民の生涯にわたる学習機会の拡充や地域社会の形成を図る上で、婦人会・PTAをはじめ社会教育関係団体等の果たす役割は重要である。団体の自主性を尊重しつつ、その活性化に努め、連携・協力を推進する。

その方策としては、

- 団体・グループの育成・支援
- 団体・グループの連携強化
- 団体・グループ活動の場及び情報の提供

なお、最近において社会教育関係団体の定義を十分に満たすグループ・サークルやNPOの公益的活動も盛んになってきている。そのため、社会教育関係団体の育成・支援のあり

方について改めて検討していく。

[目次に戻る](#)

13 社会教育施設の整備

社会教育施設に求められる機能の充実を図るとともに、公民館や図書館をはじめとする施設の活用のあり方を再検討し、それぞれの特性を生かした施設として整備する。

その方策としては、

図書館サービスの向上や図書資料の充実等、図書館活動の充実

学習機会の充実や地域・団体との連携による公民館活動の充実

啓発活動と施設活用の推進による田能資料館の活動の充実

啓発活動の推進による文化財収蔵庫の充実

本市の文化遺産を後世に伝えるための施設として（仮称）歴史文化センター構想の推進。

[目次に戻る](#)

おわりに

社会教育委員会議は、尼崎の社会教育計画を策定するにあたり、毎月、会議を開催し、各委員が活発に意見を交換し、社会教育課等との連携をしながら、尼崎市で今日まで培われてきた社会教育財産等の実態を分析・評価をし、その上で「明日の尼崎の社会教育をめざして」の内容を追及し、市民が生き生きと生活のできるまちづくりを想定しながら、今回の計画をとりまとめた。

しかしながら、激しい社会の変化は社会教育だけでなく学校教育を含めた教育環境の変化をもたらし、市民一人ひとりから精神的・時間的余裕を喪失させ、さらに、長引く景気低迷により市民

の動きも不活発となった。社会がどのように変化しようとも、社会教育は、主体的に行動する市民を育てることであり、人づくりをこれからも継続しなければならない。

特に最近では、民間の活力導入の視点から、公共施設の民間委託化が促進される流れがある。

社会教育施設についても、平成15年の地方自治法改正により指定管理者制度の導入が全国的に進みつつある状況である。財政状況が厳しい中で、本市社会教育施設のあり方については、当該制度の課題・問題点も十分に検討し、その推移を見守る必要があろう。今、公で行わなければならないものは何なのか、公が果たさなければならない役割は何かを再考する必要があるともいえる。

社会教育は、今日においても自立した市民を育成するという理念は変わっておらず、これが公的社会教育の役割であることから、今回、尼崎市における今後の社会教育の羅針盤として、社会教育計画を策定したものであり、今後は、この計画に基づき、明日の尼崎の社会教育像の具体化を急がれるよう要望する。

以 上

[目次に戻る](#)

(資 料 編)

(参考資料)

尼崎市社会教育の歴史

戦後、日本の再建を目指す中、あらゆる分野において、多くの人は復興への努力、営みが行われるようになった。当初は、今のようによ高学歴の人は少なく、勉強しようとする機会も施設もなかった。そのような中、人間性の回復のため、人々が自発的に自己学習、相互学習ができるよう、昭和26年に社会教育法が制定され、公民館をはじめ図書館、博物館等の多くの施設が建てられ、学習環境の整備がなされ始めた。

本市においても、昭和22年4月に社会教育課が設置され、10月に社会教育委員会議が発足し、昭和25年に「尼崎市立公民館設置条例」が制定され、昭和27年11月に教育委員会が発足する。

昭和26年、尼崎市南城内に、本市で最初の公民館である中央公民館が建てられた。昭和36年11月に、北難波小学校に隣接する現在地、西難波町に中央公民館が建て替えられた。この間、尼崎市社会教育委員会議からは、社会教育振興について多種の答申・意見具申を受けた。

昭和31年に、地域住民と連帯し、生活に根ざした活動を展開するためには、公民館は地域に密着して数多く建設されることが望ましいという「市における公民館の建設について」の答申が出された。

昭和37年には、地域に密着した公民館であるためには、1市多館制を基本方針におくべきであり、具体的には、1中学校区に1館を建設して、これを公民館分館とし、その中に中央公民館を置き、本館、分館方式による公民館体制をとることという「公民館体制の基本方針について」の意見書がだされ、順次、公民館が整備されていった。

また、昭和44年「市における公民館計画について」の答申の中で、「公民館の配置基準として、最低、各行政区に1館、全市で6館の公民館、分館は15館が建設されているが、地域的偏在がみられ、老朽館の改築も併せ、半径750mに1館を目指す」という基本方針が示され、その基準に基づき整備を図ってきた。現在においてもこの方針が、本市における公民館の設置基準となって生きており、これは全国的にみても先進的なことである。

しかしながら、日本の経済もバブル景気が崩壊し、国においても地方公共団体においても行政改革の取り組みは避けて通れなくなってきた。本市においても、公民館をはじめとする社会教育施設等が見直しの対象となり、公民館においても用務員制度を廃止し、平成元年の4月から年次的に、公民館分館に職員1名・嘱託職員2名での運営を行うよう見直した。

平成8年度には、職員定数の削減、事業費の削減、施設管理の見直し等の取り組みが実施された。具体的には、16分館に配置していた職員（同和地区内分館を除く。）を再度削減し、分館は2人の嘱託職員での運営と夜間は管理委託、地区館においては夜間及び土・日曜日の館管理は委託による運営へと移行された。

また、財政再建団体への転落が危惧される中、より一層の行政改革の実行が余儀なくされ、平成14年度には、職員の給与や各種助成金、受益者負担の見直しなど、財政危機を乗り切るための行財政改善に向けた取り組みがより強化され、公民館分館を地域に移管するため、3月の市議会に条例改正を提案したが、議会の同意はえられなかった。

平成16年度には、条例改正議案の否決を受けた中で、改めて本市の経営再建プログラムに基づき、社会教育施設として公民館分館を位置付け、地域団体の中で管理運営協議会を設置し、嘱託館長と地域の住民との協働による分館運営を行う改善を実施した。

平成18年4月には、同和地区施設の機能統合により、総合センター併設公民館分館については、新総合センターへ公民館分館

機能を統合することになり、今北・上ノ島・神崎・水堂・南武庫之荘分館の5館を廃止し、宮前・戸ノ内分館については、継続して公民館分館として運営することになる。そして、現在の本市の公民館は中央公民館・地区公民館5館・分館16館の22館体制となる。

次に、本市の図書館については、大正5年2月、市民から図書館用として、故秋岡亀太郎の邸宅の寄贈と、旧尼崎藩主桜井子爵家より図書館建設費として2,500円の寄付があり、これをうけて、図書館設備費などの予算化を行い、大正8年7月に阪神間では最初の公立図書館が設置された。

大正10年「尼崎市立通俗図書館」を「尼崎市立図書館」と改称し、図書館機能を発揮するための努力が払われ、昭和3年2月には、旧尼崎城本丸跡東南に新しい図書館が完成した。昭和16年1月から、市内小学校間に巡回文庫が開始される。

そして、「図書館法」が昭和25年4月に公布され、新しい図書館活動の目的・設置基準などが示された。そして、本市は10月30日に「尼崎市立図書館設置条例」を公布した。昭和27年に入ると利用者も増え、市民の読書意欲に応えるために開架室の設置、6月からは市の広報車「うぐいす号」を活用しての市内巡回文庫活動を始める。

昭和33年にこの図書館は、第二阪神国道建設（国道43号線）に伴い、昭和通2丁目の文化会館と琴秋閣に隣接する場所に、昭和34年3月新築移転する。また、10月には新館完成記念として、館報「風塵」を創刊する。

また、本市の面積・人口から考えると、一つの図書館では十分な奉仕活動を行うには限界もあり、機動力を生かした自動車文庫「きぼう1号」での活動を昭和37年5月から開始し、昭和40年には、自動車文庫「きぼう2号」を増車する。

昭和51年2月には、「阪神地区公共図書館相互協力に関する覚書」の締結による資料の相互貸出しの開始、5月に園田地区会館

に園田出張所として、毎週2回火曜日及び金曜日の午後に図書室を開設し、図書館活動の充実を図る。

昭和54年6月に、本市に2館目の尼崎市立北図書館を開館し、図書館児童室も設ける

昭和55年6月には、北図書館へコンピュータを導入し、昭和57年7月から中央、尾浜、塚口、杭瀬、潮江、戸ノ内、武庫北、大庄の各公民館に配本所を開設する。その後、昭和58年6月に本庁地区会館、昭和59年4月に小園公民館、平成元年10月に園田公民館にそれぞれ図書室を開設し、順次配本所の拡充を行うとともに、平成2年8月に、北城内27番地の県立尼崎病院跡地に、中央図書館を立て替え、現在に至る。

平成3年4月からは、尼崎市、西宮市、伊丹市、芦屋市。宝塚市、川西市、三田市、猪名川町の阪神7市1町の住民であれば、各公共図書館を利用できるように、阪神図書館協議会の協力を得ながら広域利用システム「阪神広域貸出制度」がスタートする。

平成7年1月17日、阪神・淡路大震災が発生し、中央図書館、北図書館において、大きな被害を受け、北図書館では震災復旧工事のため一時臨時休館となる。

平成14年3月に「21世紀社会における尼崎市立図書館のあり方について」の社会教育委員会議の意見を教育長に提言する。同年、公民館等配本所の設置の充実に伴って、図書館サービス網整備により自動車文庫を廃止する。

平成16年4月から、行政改革の一つとして、図書館管理運営事業のアウトソーシング（業務の一部に民間活力の導入）が実施され、図書館のカウンター業務の一部を民間へ委託する。併せて、祝日開館と館内整理日の変更や1月4日からの開館も実施し、利用者へのサービス向上の取り組みも行う。

また、文化財保護については、昭和25年5月「文化財保護法」公布され、本市において最初に文化財行政を担当したのは、教育部社会教育課であった。

そして、昭和 25 年 7 月に、「史蹟探査巡覧テキスト」、昭和 26 年には、「尼崎史蹟の手引」を発行して、市民に対し、文化財についての啓発を始める。昭和 27 年市教育委員会が発足すると、教育委員会事務局が文化財行政を担当することとなる。

当時の貧窮した財政のもとでは、文化財の発掘調査や保護行政を積極的に推進することは困難であったが、猪名寺廃寺址の第 1 次発掘調査を実施し、それが戦後の本市における文化財調査の最初であった。その後は、市内の遺跡発掘調査をはじめ昭和 37 ~ 38 年度に、重要文化財本興寺開山堂解体修理など、本市の文化財保護を行う。

昭和 28 年には、兵庫県文化財保護条例が制定され、昭和 35 年から文化財の指定が始められた。また、同年に尼崎の歴史研究と文化の保護を目的とした「尼崎郷土史研究会」が発足した。

本市では、昭和 40 年 3 月、本興寺方丈 1 棟と寺町の長遠寺の本堂・多宝塔・鐘楼・客殿・庫裏の 5 棟が兵庫県から有形文化財に指定される。

その後、昭和 42 年度には、3 月に寺町の律宗大覚寺に伝えられている中世文書 56 点が書跡として、昭和 43 年度 3 月に、富松神社本殿 1 棟、西武庫須佐男神社境内の石造十三重塔が県文化財の指定を受ける。

また、昭和 48 年 9 月に、立花小学校校庭南東の独立校舎（6 教室）を利用し、文化財収蔵庫として開設し、同年 10 月から使用を開始し、昭和 50 年度には、展示室の常時公開が行われる。昭和 54 年度から、市内に文化財説明板「みちしるべ・総合案内板」等の整備事業を開始し、昭和 56 年度からは、今まで社会教育課で行ってきた文化財行政を文化財収蔵庫で担当するようになる。

そして、昭和 57 年 4 月に、尼崎市文化財保護条例が施行され、昭和 58 年 3 月 24 日、尼崎市指定文化財（第 1 ~ 5 号）を初めて指定する。1 号は長洲天満神社本殿 1 棟、2 号は、如来院石造

笠塔婆 1 基、3 号は長遠寺の絹本著色涅槃図 1 幅、4 号は長遠寺の鰐口 3 口・雲版 1 口、5 号は田能資料館の銅剣鑄型 1 個・白銅製釧（腕輪）1 個・碧玉製管玉 632 個である。

昭和 63 年度、歴史博物館・中央図書館建設準備室の開設に伴い職員の異動を行う。スタッフは、係長（事務職）1 名・学芸員 1 名・事務職 1 名・嘱託 1 名を配置し、平成 5 年度、文化財担当課長を設け、組織も文化財担当に改称される。

平成 6 年度、上ノ島遺跡復元住居が焼失する。また、平成 7 年度には、阪神・淡路大震災により文化財も被害を多数受け、復旧・復興事業等に対応すべく嘱託 1 名を採用し、被害を受けた文化財の復興に努め、焼失した上ノ島遺跡復元住居に換えて石造モニュメントを設置して整備を行った。

平成 14 年度から、歴史博物館準備室と社会教育課の統合により、歴博・文化財担当に改称となる。

本市の文化財保護の中で大きな出来事となったのは、昭和 40 年 9 月 28 日に田能遺跡の発見であった。田能遺跡は、伊丹市・豊中市に隣接する尼崎市田能字中の坪で、尼崎・西宮・伊丹三市共同の工業用水道園田配水場の建設工事が行われたとき、整地作業のブルドーザーが掘り起こした泥土のなかから、多量の弥生土器が発見された。

本市教育委員会は、遺跡の性格や規模の調査をするとともに、配水場建設工事の一時中止について建設工事所管の水道局と協議をした。しかし、この建設工事が国庫補助と起債による緊急工事であり、完工期日が昭和 42 年 3 月と決定しているとの理由により、発掘調査のための工事の一時中止には応じなかった。そこでやむなく、工事と並行しての緊急調査を 12 月 28 日までという期限付きで行った。そのため、遺跡の北辺部（配水場建設地）の遺構は、ごく一部が確認記録として残されただけで、大部分の遺構は破壊され、遺物の処理についても十分な時間を得ることができなかった。

このとき市教育委員会は、当初、調査団の体制が整わず、園田中学校や尼崎東高校の生徒たちの応援を得て発掘作業にあたるという状況であった。

発掘調査が開始された当初は、社会的反響も高くはなかったが、11月に配水場ポンプ室建設予定地から畿内では最初の弥生時代の墓地群が発見され、田能遺跡が学術的に重要な遺跡であることが明らかになると、新聞・テレビなどで大きく報道され、遺跡に対する関心は市民をはじめ全国的に広まり、連日多くの見学者が訪れた。

遺跡保存の世論の高まるなか、市においても田能遺跡保存委員会を設け、文化財保護委員会・兵庫県教育委員会などの指導を受けながら、調査団の組織整備を進めていった。

一方では、市民の間から遺跡を破壊から守ろうと訴える声が高まり、昭和41年2月に、奈良国立文化財研究所をはじめ考古学研究者や一般市民や市内の学校、武庫川女子大学の学生など多くの方々の協力を得ながら、尼崎市商工会議所を中心に「田能遺跡保存後援会」が生まれた。

そして遺跡保存については、調査結果によって決定するということまで前進はしたが、配水場の建設工事の変更は困難であるとのことから記録保存にとどめるなどの意見もあり、予断は許さなかった。

このとき、田能遺跡の意義と保存の重要性を熱心に、かつ積極的に市民に訴えたのは、調査団内部の若手研究者と学生や中・高等学校の生徒たちであり、当初から発掘作業に参加していた園田中学校社会科研究部員の一人が、毎日新聞に「田能遺跡の発掘に参加して」のテーマで作文を投稿し、同年3月9日付けの紙面に掲載された。

また、市内の文化団体・民主団体・労働組合・学生・生徒・一般市民が中心になって、市民ぐるみの「田能遺跡を守る会」が結成され、街頭で田能遺跡の保存を市民に訴え、署名を集め、調

査委員会顧問会議に保存を要請した。

昭和 44 年 6 月 30 日に田能遺跡は、国の史跡指定を受け、市民・発掘調査関係者の要望に応じて、発掘調査区域の永久保存計画が立てられ、42 年度から 3 か年計画で遺跡の保存整備がなされた。

昭和 45 年 7 月 25 日に田能資料館が開館し、保存が決定された遺跡部分には、遺構を保護するために約 3 m の盛土をし、クスノキやシイ・カシ・ドウダンツツジ・サツキなどを植樹して環境を整え、発掘した土器や石器などの遺物を収蔵・展示するための棟の建設をし、屋外には住居・倉庫や発掘された 10 基の墓を花壇として原位置に復元して史跡公園として整備した。

開館に際しては、全国的にもめずらしい田能遺跡を顕彰する田能遺跡音頭が作られ、併せて踊りが振り付けられ、現在も続けられている「田能遺跡まつり」で毎年披露されている。

また、田能資料館の活動は、特別展や企画展を開催するほか、昭和 46 年から実施している「古代の暮らし体験学習会」で弥生時代の暮らしを復元し、その一端を体験させることにより、歴史の理解を深める取り組みを行っている。

平成 18 年 9 月には、国指定史跡「田能遺跡」を地域の文化財として再発見をするために、田能遺跡発掘 40 年を記念して、記念講演をはじめ、地元の小学生による田能遺跡音頭による踊りの披露、発掘当時に関わった方によるシンポジウムを実施した。

一方、本市のスポーツ関係としては、戦後、西長洲本通 1 丁目の記念公園に、市民のスポーツ・レクリエーションの場として、各種の野外運動競技場・体育館などの建設を計画したが、戦後復興、学制改革による新制中学校の建設、加えて昭和 25 年 9 月のジェーン台風による大被害と防潮堤の建設などのため、これらの計画は延び延びになっていった。

しかし、昭和 26 年の要望により初めて硬式野球場が完成した。総合運動場の第一期工事として設けられたこの球場は、スタンド

を備えた公認球場で、当時としてはすこぶる立派なものであった。

その後、軟式野球として29年6月に橘球場（七松）、33年9月に大物球場、続いて35年8月に総合運動場の一環として、市民グラウンドに庭球コート、36年4月に軟式野球場、同年11月に体育館が建設され総合運動場としての施設・設備はしだいに整ってきた。

さらに、39年度には、スポーツ施設の充実を期して、陸上競技・テニスコート・バレーボールコート・体育館の増改築がおこなわれ、本市のスポーツセンターとして、その名にふさわしい施設の整備がなされた。

その後、47年に園田体育館（平成元年、園田公民館との複合施設として移転整備）、49年に小田体育館（平成6年、潮江地区再開発事業の一環として移転整備）、51年に武庫体育館、55年に大庄体育館、58年に本庁体育館を開設するが、この施設は、屋内プールと中央地区会館の複合施設で、通称「サンシビック尼崎」として市民に親しまれている。また、昭和60年には、教育総合センター、障害福祉センターとの複合施設として立花体育館が完成し、本市の社会体育施設が整備される。

また、昭和36年に「スポーツ振興法」が公布されてから、住民があらゆる機会と、あらゆる場所で自主的にスポーツができるような諸条件の整備に取り組みをはじめた。その中でも、体育指導委員を任命し、市民に対しスポーツの実技指導等の展開を図っていくことにより、市民の体育・レクリエーション熱も高まり、住民の声として施設整備が必要となってきた。

しかし、施設を整備するには、莫大な経費が必要となることから、学校施設の利用の検討をはじめた。その結果、昭和39年8月から小学校7校、中学校11校を住民のスポーツ施設として開放するにいたった。

その後、順次、学校開放は拡充されていき、平成18年度現在の状況は、小学校43校、中学校19校の体育館・運動場及び中

学校の柔剣道場を市民のスポーツ・レクリエーションの場として開放してきた。また、小学校43校のうち23校には学校開放運営委員会を設置し、個人利用者を対象とした各種スポーツ事業の計画、プログラムの提供、利用調整等利用者相互間のコミュニティづくりを奨励している。

また、学校開放運営委員会を対象に、昭和54年度から北難波小学校、立花小学校に夜間照明、クラブハウスを設置して以来、夜間照明は1行政区3校、全市で18校、クラブハウスは23校全てに設置してきた。

その後、日本経済のバブル景気が崩壊し、国においても地方公共団体においても行政改革の取り組みがなされる中、学校のスポーツ施設利用に係わる業務等を外郭団体に委託するとともに、市民に対するスポーツ活動の場の提供を行っている。

このように、本市の社会教育財産は整備・充実されてきた歴史によって培われている。

以 上

[目次に戻る](#)

尼崎市社会教育委員会議

意見書等 要約集

(昭和31年から平成16年)

尼崎市教育委員会
社会教育部 社会教育課

1 市における公民館の建設について（答申）

昭和31年 月 日 尼崎市社会教育委員会議

地域住民と連帯し、生活に根ざした活動を展開するためには、公民館は地域に密着して数多く建設されることが望ましい。

5 公民館体制の基本方式について（答申）

昭和37年 月 日 尼崎市社会教育委員会議

地域生活に密着した公民館活動であるためには、1市多館制を基本方針におくべきである。

具体的には、1中学校区に1館を建設して、これを公民館分館とし、その中に中央公民館をおき、本館、分館方式による公民館体制をとること。

注 昭和44年 館建設の基本方針完了 - 1本館15文館が設置され、37年におかれた基本方針は完了した。

16 市における公民館計画について（答申）

昭和44年 月 日 尼崎市教育委員会議

基本的構想（中間答申）

(1) 地区公民館の整備

多様な学習活動を可能とし、社会教育の総合センターとしての機能を備えた公民館の整備が必要。館教については、各行政区域に1館、全市6館。

(2) 分館の整備

すでに15館が建設されているが、地域的に偏在がみられ、老朽館の改築も併せ、市民の親近感を助長するためにも、いっそうの努力を期待する。

具体的には、半径750mに1館の公民館を目標。

(3) 中央公民館の建設

本市の公民館事業の集大成として、社会教育施設の頂点としての中央公民館（現在の本館としてでなく）が必要である。

地区公民館体制の推進（組織・職員体制の確立）

地区館建設に至るまでの過程処置として、分館を含め拠点館とし、3等級主査を配置して、答申の趣旨実現をはかった。

（答申）

(1) 趣 旨

ア 科学技術の発達に伴い、人間疎外の現象が顕著化していく中で、社会教育は積極的に人間性の回復、近代科学技術への適応能力の修得、余暇の善用に重点をおいた活動の振興をはかる必要がある。

イ 市の性格にかんがみ、これまでの公民館の概念に捉われず、過密都市に必要な機能（広場・児童施設、談話室など）を備えた、特に老人、婦人、青少年を中心とした社会教育の場を作りたい。

ウ 専門館の設置 上記イと併せて青少年、婦人、老人のための機能を備えた施設を充実していく必要がある。

エ 人材の重要性 社会教育を動かすのは人である。高い知識、能力、技術を備えた職員があって、はじめて社会教育はその機能を効果的なものとする。施設の設備充実と併せて、公民館活動にふさわしい有能な職員の確保と人材の養成に力を注ぐ要あり。

オ 公民館の運営は、全市画一的なものでなく、地域の自主性を尊重し、その性格や要望に沿った運営が望ましい。

注 上記の主旨をうけて、次の専門施設が整備された。（S53.4 現在）

名 称	館 数
青少年センター	1
青少年会館	4
児 童 館	12
青少年いこいの家	1
青少年体育道場	1
体 育 館	3
スポーツマン会館	1
老人福祉施設	8
勤労婦人会館	1
労働福祉会館	1
産業郷土会館	1

(2) 基本的構想

ア 公民館の目的と理念

- ・ 教育の機会均等及び生活に即した文化的教養を高めることを基本に、組織的、系統的な活動を積極的に行うこと。
- ・ 住民への押しつけ的教育でなく、むしろ、ボランティアを育成すること。
- ・ 住民の学習意欲と熱意を捉え、公民館がリーダーシップをとり、専門的指導を行ない、場所や指導者を提供すること。
- ・ 社会教育推進の中核機関としての機能を高めること。

イ 行政機構と事務分担

公民館は、教育機関として、教育委員会に直属する独立の機関であるが、行政的には社会教育課を通じて社会教育の総合立案に基づき、その事業を展開するものである。

故に、社会教育課に社会教育統括係を早急におくよう善処されたい。

(3) 望ましい公民館体制と配置

ア 公民館の配置基準

- (ア) 本館 中間答申に述べたとおり、最低各行政区域に1館とし、早急に実現されたい。

(イ) 分館 人口密度、交通条件、将来の発展性を考慮しつつ、おおむね中学校区を単位しながらも、住民の要望にそって増設すべきである。

(ウ) 中央公民館 中央公民館については、将来の課題として検討する必要がある。

イ 公民館事業の領域と内容

おおむね次の3点が基本事業と考えられる。

- ・ 地域生活に根ざす事業
- ・ 生活文化を高める事業
- ・ 地域連帯を強める事業

以上の基本事業を勘案し、ア 地域内のあらゆる活動の総合施設として、また地域のコミュニティセンターとしての役割を果たすこと。

イ 分館は主として、地域住民の茶の間、集会の場としての性格をもち、小集団(グループ)による相互学習の場地域単位団体活動、家族、個人の利用が活発にはかられ、人間性の回復、余暇善用のための基本施設とする。

19 勤労青少年対策について(答申)

昭和45年11月2日 尼崎市社会教育委員会議

当市が、青少年対策を展望するとき、勤労青少年の抱える問題を抜きにしては考えられません。

職住都市として発展を期する尼崎には、15歳から29歳までの勤労青少年が、115,606人おります。中小企業を中心に、阪神工業地帯の一翼を追って発展した町として、若い労働力の占める比重は計り知れません。

しかし、勤労青少年を労働力の支店で捉えることは、すでに青少年対策とはいえません。勤労青少年対策とは、労働と生活をつうじた福祉の向上、プラスアルファを指向する人間性向上の諸施策を包含したものといたします。

当市が、特に青少年対策のなかで、勤労青少年対策をうちだしている意義はここにあります。勤労と余暇をつうじた行政側の役割り、企業側の役割り等、引き続いて研究、審議したいと思いますが、とりあえず、次のとおり結論しました。

1. 勤労青少年並びに中小企業主の意識と実態をはあくするため、調査を実施すべきである。

勤労を踏まえた青少年対策のすすめという、新しい施策を開くためには、勤労青少年の意識と実態を性格にはあくすることが前提となります。

さらに、福利厚生施設に乏しい中小企業勤労青少年を、主たる対象とし対策するとして、企業主側の意識と実態も知る必要があります。

今日までの、一般的な青少年対策とは異なった問題をはらんでいるうえ、より困難で切実な課題として、大々的な調査を行う必要があります。この調査をつうじて、企業主に対する青少年施策への理解と協力関係を啓発する動機にもしたいと思っております。

2. 企業と行政の定例的な連絡会、懇談会を行うべきである。

勤労青少年対策は、企業を抜きにしては考えられません。企業とそこで働く青少年を前提にして、対策を考えねばならないとき、企業と行政の相互理解と協力関係の確立が必要です。

協力関係を緊密にするために、市内企業と行政の連絡会や懇談会をひんぱんに開催し、定例化して、相互の啓発を図り、協同事業等も実施したいと思っております。

3. 勤労青少年のための集会、研修、グループ活動の場を地域に増設すべきである。

勤労青少年のための場としては、市内に1カ所勤労青少年ホームがあります。そのほか宿泊施設としての勤労青少年寮があり、他都市に比べて決して劣るとは思えません。

しかし、当市が職住都市をめざし、勤労青少年の福祉増進を目途に青少年対策を考えると、地域性のある勤労青少年の場を、市内に数カ所増設したいと思っております。

施設は必ずしも単独建物でなくてもよく、他の施設と併設したもので、集会や研修等に使用できる。小型の勤労青少年ホームでもよく、各行政区に1カ所設置するのが望ましいと思っております。

勤労青少年の利用は、日曜、祝日をのぞいては主に夜間利用のため、交通の至便なところとすべきであります。

指導者の養成と活用について

青少年が、地域やグループ、団体で、活発に活動するためには、その原動力となる熱心なリーダーが必要です。

優秀なリーダー、指導者がいない、という声は、すでに慢性化し、とくにグループ・団体活動は低調化しつつあるといわれます。

青少年期は、個の充実を指向して、とかく閉鎖的、孤立的な傾向に陥りがちですが、健全な集団や人間関係のなかで、より広く練られた個の充実を図ることを啓発すべきであります。

そのための方法として、地域でのグループワーク、ニューズワークの展開が、もっとも効果的と思われるが、こうした活動の中核となり、リーダーシップとなる人材が出現がまたれるところです。

かつてのように、ボランティアの善意にのみ頼っていた時代は過ぎました。青少年対策のうえで、あるいは民間指導者のなかで、優秀な専門指導員を育成し、社会的地位、経済的裏付けを確立して、指導者の確保と活用を円滑にすべきであると思います。

1. 青少年指導者の養成制度を総合し、系統的なカリキュラムと認定制度をつくるべきである。

青少年の団体・グループ活動活発化のための指導者養成は、一応数種類実施しています。しかし、その内容やそれぞれの養成制度間の関連性は、必ずしも充分とはいえ、実際的な活動に役立っていないくらいもあります。

これは、指導者の養成そのものに性急で、数時間や10数時間の研修で、真のリーダーの出現をまつ、安易な方法がわざわざしています。

あらゆる青少年活動のための指導者養成制度を総合的にはあくし、青少年の要求、指導者の意向等を生かして、総合的な養成制度を再検討すべきであります。

2. 青少年指導者の身分確保、社会的地位の確立を図るべきである。

専門的な認定指導者は、身分保障、社会的な地位が与えられてこそ、活発な源動力となります。

とかく民間ボランティアの善意に頼っていた時代は去りました。青少年に関するあらゆる指導者を統一して、認定、報酬、身分保障等を一定することによって権威ある社会的地位が裏付けされるものと思います。

少年補導委員から青少年団体のリーダー、子ども会指導者にいたるまで、あらゆる指導者が専門家としての矜時と保障のもとで活躍できるよう、制度化が必要です。

3. 青少年センターにおける相談は幅広い窓口を試みるべきである。

青少年のための相談といえば、とかく非行問題とか、精神衛生上の問題に限られているように思われがちで、利用も低調化していますが、建設されている青少年センターでは、青少年の余暇の増大に備えて、ロビーを中心にカウンター形式の窓口を設置し、青少年行政はもちろん、レクリエーションの場を紹介旅行相談にいたるまで、相談内容を幅広くし、できることなら専用電話による応答もできるようにすべきである。

さらに、指定された民間相談員が交代でロビーに常駐し、日頃から青少年と顔見知りになっておき、雑談のなかで人生相談や異性問題にまで相談にのれる態勢をつくるべきであろう。(ロビースト制度。)

20. 「市まちづくり基本構想」における社会教育と文化施策(答申)

昭和47年 月 日 尼崎市社会教育委員会議
社会教育施設の整備

(1) 公民館の整備

社会教育活動の場の中心となっている公民館の配置を調整し、地域住民に親しまれる生涯教育の場となるよう公民館の整備をはかる。

(2) 地区センターの整備

各行政区に地区会館1館設置を目標として、地域的な社会教育、社会福祉、その他各種の集会等、地域住民の交流の拠点的施設として機能する地区センターの設備をすすめる。

23. 社会教育に関する意見書（意見書）

昭和49年 月 日 尼崎市社会教育委員会議

1. 公民館建設について

市の公民館建設は、さきの本委員会として建議し、その方向に基づいて努力がなされ、おおむね、その目標に達したと思われるが、その後、他の類似施設等の建設が他部局において進められてきた。今後は、これらとの協力調整等が、市民に歓迎される方向でなされるよう、一層の協調を固める必要がある。なお、公民館の建設は一応終局に近づいたと考えられるが、利用の範囲、地域の他の施設との関係において、なお検討する必要がある。地域住民のニード等を分析し、社会教育の拠点としての分館建設計画を全うされるよう要望する。

2. 学校教育及び他施設との連携

社会教育の条件整備については、社会教育法に示すとおり、学校の全面的協力が必要なことは言うまでもない。今後、更に社会教育、学校教育に加えて、市立各施設との連携協力により、一層社会教育の充実を図るべきと考える。

また、単に建造施設のみでなく、そこにある人、職員を含めたものでなければならず、このことについて、なお、一層の努力を要望する。

26. 新しい町づくりにおける青少年問題の認識について（答申）

昭和50年12月17日 尼崎市社会教育委員会議

最近の急激な社会の進展の結果、生活様式は変化し、人口の都市への集中化、家族制度の変革、価値観の多様化をもたらすようになった。

また、経済の高度成長により一般家庭も物の豊かさを賛美し物質主義が中心となった。

一方家族間の心のふれあいの不足から人間関係疎外の傾向が生じつつあり、これらが要因となって他人の生活にまで関知しない風潮をあおり、そこから必然的に地域社会に対する「大人達の無関心さ」が見受けられるようになった。

このような社会情勢の中で、青少年をとりまく、あらゆる環境が阻害され大きな社会問題となってきた。

以上の現状からみて、今後の地域における連帯感のかん養と新しい町づくりを確立させなければ、ますます無味乾燥な地域社会をつくることになる。

日本を担う青少年を考えたとき、いまこそ、反省のなかから新しい出発がなされなければならない。

現在、山積みされている諸問題の打開をはかるなかで、青少年の育成こそ最も大切であり、行政側においても、あらゆる角度から検討を加え最善の方法を講じていかなければならない。

また、青少年の人間形成の面で重要なポイントをしめる家庭、学校及び地域社会それぞれが有機的に連携し積極的に寄与してこそ、真の効果が期待される。

1. 町づくりの概念

近年とらえられている町づくりの概念は、行政による市街地造成のみをいうのではなく、住民が

市政に参加し自分達の住んでいる地域の問題を行政と共に解決したり、住民の声を行政に反映させまたは、行政に頼らず自分達の地域の問題を自分達の地域の問題を自分達の力で解決しようとする住民本位の行為をもさし、これこそ民主主義の根本といわれるであろう。

ここでいう、新しい町づくりとは、形あるものだけを作るようとするのみでなく、ひとりひとりの心のふれあいの中で進めていくことを忘れてはならない。

2. 新しい町づくりにおける青少年の社会参加

青少年健全育成の目標は、健全な心身をつくり、人格形成と社会性を高め、社会に参加させることである。

現在、市においても、町づくりにあたり市民参加をうながすための基本姿勢として「みんなで築く住みよい尼崎」をテーマに掲げ、従来のいわゆる市民と行政との対話から大きく飛躍して「市民会議」を中心に市政を推進するなど新しい努力がなされているが、これにあわせ青少年の積極的な新しい町づくりへの参加こそ、青少年の社会活動の実践の場として効果があると同時に、その活動に新風を送るものと思われる。

なお、新しい町づくりに青少年を参加させる意義としては、青少年はとかく家庭、地域に保護される立場にあるが、青少年時代から地域に密着した自立活動への参加など、地域社会にかかわりあいを持たせることは、青少年の社会性向上に寄与し、併せて新しい町づくりの意識づけとなりうるのみではなく有効な行政効果を期待しうるであろう。

以上の理由により、青少年行政の基本的なありかたを「新しい町づくりにおける青少年の参加と、家庭、学校並びに地域社会それぞれの有機的な連携」に方向づけを検討することが急務であると考えた。

(1) 青少年の新しい町づくり参加への基礎づくり

最近の青少年は、いわゆる自己中心的で1人だ

けの娯楽を楽しむ傾向が強く、小市民的な性格があり社会に対する意識が低いといわれているだけに、町づくりに参加させる意識をどのようにして高めさせ、どのような方法で青少年を誘導し、地域とのかかわりあいを持たせることができるかが、もっとも重要な点である。

このためには、社会に埋没した不特定多数の青少年に対し集団活動の経験を与え、また、閉鎖的な青少年グループの団体間交流と青少年の社会連帯感を養うことが青少年の新しい町づくり参加への基礎づくりとなる。

そこで、青少年の新しい町づくりへの参加を推進する、その方策として、各専門的立場から調査、研究を行い、「新しい町づくり推進指定地区」を設置するとともに、今日までの全市的な施策の推進に加え、地域それぞれの実態に即した青少年行政を進めることが必要である。

(2) 青少年の新しい町づくり参加における家庭、

学校並びに地域社会それぞれの有機的な連携

ア. 家庭の役割

家族制度の変化とともに、核家族化の増大と女性の社会進出に伴い、家族間のコミュニケーションの欠如が顕著になりつつあり、それから生ずるもろもろの問題が青少年の健全育成に大きな影響をおよぼしている。

そこで、これらを解決するためにも、子ども、学校、地域社会に対する親の積極的な姿勢が強く望まれる。

即ち、家庭の役割りとしては、町づくりの最小単位である家庭を大切に、親と子が一緒になって身近な環境について語りあうなど、生活のなかから自主的な生活態度や、社会性を養ない、地域社会、学校との連携を密にしうるように、あらゆる環境の条件整備について検討されたい。

イ. 学校の役割

学校教育は、教育の正常化をめざし、積極的に取り組み、努力しているものの、個々の

人間については、学歴を重視する社会風潮の中で調和のとれた教育が阻害され、教育本来の目的である人間形成をはばむ傾向がある。

その影響をうけ、最近の生徒の一部には、登校拒否、不純異性交遊、シンナー・ボンド吸引、粗暴行為等の非社会的行為がみうけられる。

このようなことから、青少年を町づくりという社会活動に参加させるためには、人間形成を図る同和教育、障害児教育、道徳教育、性教育および生徒指導、進路指導等を確立し積極的に進めるとともに、人間性回復のための教育を生涯教育の観点と在学青少年の健全育成という立場から学校と家庭及び地域社会の密接な連携が必要である。

ウ. 社会の役割

都市のもつ宿命とはいえ、本市は、大阪、神戸という大都市にはさまれ、人口移動が激しいため、地域社会の連帯感が希薄化する傾向が強く、人間関係が疎外されている。これらの要因が他人の生活まで関知しない風潮を生じ青少年の健全育成に大きな影響を与えている。

このようなことから、地域における社会活動を積極的に進めると共に青少年が参加しうる新しい町づくりのデザインについて地域住民らで推進することが強く望まれる。

(3) 新しい町づくり推進指定地区の設置について

新しい町づくりに青少年を参加させるためには、一定地区を指定し、その地域の実態に即した町づくりを進める必要がある。

そのためには、「新しい町づくり推進指定地区」指定について各専門的立場から地域のニーズと社会資源等の実態において、デザインを行うことが必要である。

また、プログラムの展開にあたっては、地域住民の意識高揚を図りながら町づくりに参加させ、

その効果を評価した結果において年次計画にもとづいて全市的に展開するよう検討されたい。

27. 青少年団体・グループ及び青少年育成団体の育成と指導者の養成について（答申）

昭和50年12月17日 尼崎市社会教育委員会議

1. 青少年団体・グループ及び青少年育成団体の育成

(1) 既成グループの育成

既成グループの一部には活動に魅力を失い、活動の停滞しているものがあるが、これらに対しグループの自主性をそこなわない範囲で指導助言を与えてゆく方策を新たに考えなければならない。

このためには、リーダーの再教育、グループ・リーダー会議の開催等により、共通の悩みを自ら発見する機会を与え協力体制を促す必要がある。

小グループの育成にあたっては、特に濃密な助言指導の必要があり、これらのグループの世話役に対するグループ運営の研究会等の実施が必要である。

グループ、サークルは、自主的活動が本来の姿であるが、グループ運営、プログラムの編成、会員間の人間関係の調整、新しいリーダーの発見、リーダー間の連携とその体制、役割分担等についてのカウンセリングを与え、援助の手をさしのべ青少年自らの力で魅力あるグループ作りができるような方法を講ぜられたい。

(2) 青少年活動への呼びかけ

青少年対策事業は、青少年グループ、団体の育成並びに仲間づくりという目的をもって事業を実施されているが、現実には、レジャー産業の発達がめざましいため事業の中からグループが発生したり、活動が活発化し、メンバーが増加したというようなことは比較的少ないのが現状である。

ア. 未組織青少年に対するアフターケアの強化と集団活動参加について

青少年に対する行事の実施に際しては、企画、立案の段階より、青少年を参加させるとともに、広報活動を強化し、単に一日だけの行事ではなく常にその事業が青少年活動への意識を高め仲間づくりやグループへの導入などアフターケアを強化し、未組織青少年に対し集団活動に参加させるよう一層の努力をされたい。

イ. 事業主に対する働きかけについて

事業主懇談会などを開催し、事業主が青少年についての理解を深め青少年の行事参加や企業内サークルの組織化に対する協力について検討する必要がある。

2. 指導者の養成

現在の指導者養成については、初級・専門・ジュニアリーダー・スポーツリーダー等の研修を実施しているが、受講者のうちでグループや団体から選出されている受講者は修了後も活動を行っているが、個人受講の場合は、一般教養をつけるとか仕事に関連があるということで受講しているため、既存グループリーダーになるとか地域活動に参加する程度である。

したがって募集にあたっては、指導者を養成するという研修の趣旨、目的をより一層徹底させる必要がある。

指導者は、単なる余暇活動におけるプログラムの進行係や技能を提供するだけにとどまらず、人格形成に役立つ指導者を養成するよう検討されたい。

(1) 各種指導者研修内容

研修受講者のうち全課目を修了する者は、60%程度であり、またアンケート調査結果を見ても地域社会で活動しているものは半数程度で、しかも活動期間は、1年から2年となっている。

研修内容・機関・開催日については一応充分ではあるが今後の研修内容としては、ゲーム・ソ

ング等の専門研修の充実など、実習の場を求める者が多いことに注目しなければならない。

そのような中で、今後の各種青少年指導者研修(初級・専門・ジュニアリーダー・スポーツリーダー研修等)の講義・実技の内容については、時代と青少年のニーズに即することはもちろん、児童のコミュニティセンターである児童館、または、地域子ども会等で実習を行うなどのプログラムを導入する必要がある。

このほか、市民の要望は、主として子ども会行事に対する実技指導にあるので、先ずこの要求を満たすために、初歩的なゲーム・ソング・舎営等の実技を体得させなければならないが、逐次グループの組織化、メンバーの人間関係の調整、グループの診断、治療等の高度な技術と理論を体得させるなど管理リーダーの養成についても配慮するようカリキュラムに検討を講ぜられたい。

なお、最近の住民の要求をみたすためには、1人の実技指導者のみでは、グループの人数、プログラム等において各種活動の底開が困難なため、リーダー間の連携、組織化についても検討を行う必要がある。

(2) リーダーズ・バンクの登録基準と運用

リーダーズ・バンク登録指導員の活用については、指導者自身が自分達のグループ活動のため、また、登録指導員のほとんどが勤労者であることなどの理由から、随時もたらされる他のグループからの派遣要請に対し十分に応ぜられないのが実状である。

そこで、リーダーズ・バンク登録指導員の活用を活発に行うために、現在の登録者を再調査し、登録基準を明確にするとともに、登録指導員に自覚を与えようような制度に改善することが必要である。

登録指導員の運用については、青少年の新しい町づくりの基本理念からも地域と密着した活動を展開するために地域児童館への再登録により日常における地域とのコミュニケーシ

ョンをもつよう活動の場の提供について検討されたい。

28 青少年施設の整備並びに運営について(答申)
昭和50年12月17日 尼崎市社会教育委員会議

1. 既存青少年施設の有効利用

青少年関係施設は、青少年センター、児童館をはじめ学校関係施設、地域公民館、体育館等その他多くの施設があり、不特定多数の青少年に、文化活動、スポーツ活動の場として利用され、それぞれ機能が活かされている。

しかしながら、各施設の運営にあたっては、管理上或は施設機能の面から青少年の施設利用についてフルに活用しえない点もあり、青少年のニーズを十分に満たすことができず、また、一部施設に利用者が集中するなど、各施設が有機的な連携のもとに運営されていないのが現状である。

そこで、新しい発想に立って、青少年のニーズに即した運営を図り、柔軟な姿勢で、関連施設が横の連携を強化した内容、運営の充実を図り活用に関する全体計画をたてる方向で既存施設利用のマスタープランを作成し、既存施設の有効利用について検討されたい。

また、新しい構想の下に施設を設けることが困難な実情の中で武庫川河川敷、名神高架下等の有効利用についてもこの際見当されたい。

(1) 学校関係施設の利用

現在、市内に青少年が利用しうる各種の施設があるが、21万人の青少年の需要を十分に充すことはできない。

青少年の行動範囲が、生活圏を中心としていることを考えるとコミュニティー施設が必要であるが、市内各地域に普遍的に存在する公共施設としては、学校をにおいて他になく、必然的にこれらに頼らねばならない。

現在、43校の小学校と19校の中学校があり、すでに校庭ならびに体育館等、学校のスポーツ施設の開放が実施されている。

以上のような観点から、学校を、単に学校教育施設としてのみではなく、地域の社会的施設としても位置づけること、即ちコミュニティ・スクールの方向が考えられる。そのためには、それが可能となりうるように条件整備をしなければならない。

第1は、学校開放の管理運営について、指導員を兼ねた専門の職員を配置すべきである。

第2は、学校施設のうち体育館やプール、運動場など体育施設の夜間開放の拡充し、勤労青少年の利用を考えて使用時間をなるべく延長すると同時にコミュニティ・スクールとしての設備を整え、シャワー・トイレ・談話室・集会室などを体育館等に付設することが考えられる。

以上のようなコミュニティ・スクールについて今後、地域社会との連携の中で検討を講ぜられたい。

(2) 児童館の利用

児童館は、児童厚生施設として一般児童の自由時間の活用場の場並びに児童のコミュニティ・センターを目指して活用されているが、施設規模、指導体制上の問題からコミュニティ・センターとしての機能が発揮されていない面がある。今後、児童館は、その規模、機能、指導体制を拡大強化し地域社会との連携を強化するよう検討されたい。

(3) 民間施設の利用

施設の絶対数が不足している現状において、青少年の集会・学習・体育・スポーツ・レクリエーションなどの需用をすべて公的施設で吸収することは困難である。

一部を民間施設によって代替することはやむを得ない実情にあると考える。

したがって行政においても、民間の社会資源を発掘し、リストを作成し、どのような施設がどのような条件で利用できるのか市民への情報提供と併せて、それらの有効利用のための制度の開発について検討されたい。

2. 青少年センターを中心とした青少年対策

青少年施設は、その種類のいかんを問わず、自主的活動の場としての機能を主としている。

そこで、これらを拠点とする青少年活動は、学習、スポーツ、レクリエーションのいずれにせよ与えられるものでなく、自らが主体的に行うべきものである。

したがって、青少年の生活実態、ニード、生活圏と社会資源を勘案して多角的な活動を可能とする柔軟な機能をもって施設運営することが必要である。

そこで、昨年、青少年の自主的スポーツ・レクリエーション・学習・集会・グループ活動の場として青少年センターが建設されたことについては、大いに評価されることである。

以来、青少年センターを中心に各種事業が展開し、月平均7,000人を越える利用者があり、青少年に喜ばれているが、同時期に事業が集中するなどのきらいがある。

そこで、青少年センターにおける事業部門の一体化を図るとともに施設利用者懇談会などを開催し、施設の機能的活用を図る必要がある。

3. 青少年サテライト・コーナーの設置

青少年活動は、全市の青少年が参加することが理想であり、行政もこれに対応する姿勢をとらなければならない。そのためには、単に施設を利用する青少年のみを対象とするのではなく、積極的に不特定多数の青少年に働きかけるとともに、父兄の理解も得る必要がある。

その方法の一つとして、ここに青少年活動の情報の提供、リーダー派遣や青少年の相談、グループづくりのカウンセリング、グループ活動の発表の場となる「サテライト・コーナー」をターミナル等に常設する必要があると考えるので、今後の都市再開発計画などのなかで検討されたい。

29 青少年の育成と活動の充実について(答申)

昭和52年11月22日 尼崎市社会教育委員会議

青少年を健全に育成するということは、青少年自身が現代をよりよく生き、自己を充実し、ひいては、社会の発展に寄与するように側面から援助することである。

それは、表面化したものだけではなく、青少年が何に悩み、何を矛盾とし、どのような理想を抱き生活をいとなんでいるかを理解し、心の内面までの認識を深めてこそ成果が期待できるものである。

青少年は、自己を中心として、友人・仲間をとおして生きてゆこうとしながら、有効な方途に悩み、孤立にさいなまれたりする傾向が強い。

それらの悩み、矛盾をいっしょになって考え、悩みを解消するなど、友人・仲間のはたす役割りは大きく、その面から仲間づくりが必要とされているゆえんである。

このためには、仲間づくりを積極的に推進するけん引力を備えた指導者の養成と活用を進めることが必要である。

勤労青少年の育成については、職場ならびに生活環境の変化により、勤労青少年の自主的な成長をそこなう新しい課題が登場しつつある。

これらの現状をふまえ、企業、職業安定所さらに学校および行政機関、地域社会、それぞれが連携を保ちながら、互いにその役割りと責任を再認識し、勤労青少年の指導と福祉の増進をはかるための施策を推進することが必要である。

1. 青少年指導者の養成と活用

青少年の健全育成において、指導者のはたす役割りは極めて重要である。

グループは、初めて共通の関心や興味を持った個人の集合体である。そのグループがグループ内の調和や協力を得ながら、地域社会に根ざした幅広い活動を行い発展していく場合もあれば、グループに対するメンバーの興味がなくなり活動が停滞し、名目だけのグループとなって衰退化をたどっていく場合もある。

これらの現象については、指導者の資質によるところが大きい。

青少年のなかには、先天的に資質に恵まれ、高い指導性とメンバーとしての協調性を備えた人もいるが、指導される側にまわり、独立心も協調するが依頼心も強く、常に自分を支えてくれるものを必要としている青少年もいる。

このようななかで、毎年のように青少年の指導者養成制度の活用と充実が叫ばれているところである。

本市で実施されている、初級・専門、ジュニアリーダーなど、指導者養成研修の継続的实施については、アンケート調査を行うなどして、研修制度の改善を行い、指導者の養成に努められていることは高く評価するところである。

しかしながら、現行制度においては、グループなどが真に期待している指導者養成が望めないきらいもある。

指導者は、単に技術の提供だけではなく、魅力ある人間的資質をとおしてメンバーの人格形成に役立つものとして求められている。

行政機関としては、人格、理念および実行力などの点においてすぐれている総合指導者を育てることが理想とされているところである。

そこで、総合リーダーを養成するための一手段として、熱意と能力のある人材を確保し、水準の高い指導理論やその実践研究、さらには、新しい技術の開発システムなど、高度な内容を導入し、計画的、組織的に教育し、それなりの資格と身分保障を付与し、同時に行政機関や民間諸団体の要望に答える責任をもたすことが必要である。

次に、リーダーの養成のみではなく、正しいメンバーシップを身につけ、グループ内のリーダーに対する積極的な助力者としての役割りを果しうる青少年を養成し、グループ活動の経験を重ねるなかで、真のリーダーとして成長させることも必要である。

さらに、青少年関係の諸施設の運営については、

それが単なる場の提供だけではなく、適切な青少年指導者を配置し、そこに集まる青少年グループを育成・指導することが当然必要である。このことが、地域と関連性を持った青少年グループ・団体の育成に寄与することである。そのためには、リーダース・バンクの活用を再検討することが必要である。

これら、青少年指導者の養成制度のあり方については、受入れ側の要望をは握し、現行制度の総合的、抜本的な洗い直しを行うため懇談会などを開催し、情報を交換することが必要である。

そのほか、特に重要と考えられるものとしては、地域社会にあっては、その地域の青少年たちのグループ結成の相談役であったり、また、積極的にその結成を呼びかける立場にたてるような人材の発掘を、学校および行政機関の有機的関連において検討することが必要である。

2. 青少年の仲間づくりとその推進

今日、地域社会、学校および職場などにおいて、青少年グループ・団体活動が重視されている。

青少年が、文化、芸術、およびスポーツな種々なグループ・団体活動に積極的に参加し、自己をみがき、その集団生活のなかから規律、協同、奉仕の精神や社会人としての態度を学ぶことは、人格形成の重要な時期にある青少年にとって、大きな喜びであり、意義をもつものである。

本市には、6歳から25歳までの青少年が約15万人在住し、民間団体、企業内グループなど多くの団体が活動を行っているとは推定できるが、現在は握している数は約73種のグループ・団体57,000人の青少年である。

しかしながら、加入数はここ数年大きな伸びのない状況である。

グループ活動を行っていない青少年のなかには、いわゆる自己中心的で、心を打ちあけて話す友人がいなく、一人だけの娯楽を楽しむとか、思うように仲間に入れず孤独にさいなまれたりする青少年が多いと考えられる。こうした孤独な青少年に

対し、自信と勇気を与え、グループに加入しやすい条件の整備を行い、グループ参加を促すことが必要である。

青少年の仲間づくりは、本来、青少年自身の力によって進められるべきものであるが、より活発化し促進するためには、自主性をそこなわない範囲で側面からの援助が必要である。

そこで、行政機関の役割りとしては、関連企業、地域社会および団体などの協力を得て、グループ・団体の実態や活動の意義のPRを徹底し、関係者の意識を喚起することである。

そのほか、グループ・団体に対しては、常に新しい情報と、活動の場の提供が必要である。

また、グループ・団体自身は、常に魅力ある活動にするために、研究と情報の交換、次期リーダーの養成、会員相互のコミュニケーションを深めるための話し合い、メンバーの役割の分担、責任の明確化を行い、さらに、関心や興味ある活動だけではなく、しだいに社会的事業、奉仕活動などを行い、地域社会に根ざした社会性のあるグループ・団体として指向することも必要だと考える。

当然ながら、地域社会の住民や各種グループ・団体は、おたがいに地域の構成メンバーであることを認識し、相協力して、新しい町づくりのために歩みつづけるという姿勢を確立すべきである。

3. 勤労青少年の健全育成について

勤労青少年の育成は、勤労青少年が有為な職業人としてすこやかに成長するよう配慮するとともに、勤労青少年が勤労者としての自覚をもち、自ら成長する態度を育成することである。

本市には、15歳から25歳までの勤労青少年が、約73,000人在住しているが、職場にあっては、学歴偏重の傾向や作業の自動化に伴う単純反復労働の増加、労働条件の悪化など、勤労意欲を著しく低下させる要素が増え、「仕事に対する意識」、「働く目的」などを見失い、ややもすると安易に離職する傾向が見られる。

とりわけ、商店とかサービス業などの小企業では、いまだ福利厚生施設にとぼしく従業員の就業、休業時間、勤務内容、作業内容などにおいて一定していないと、したがって、グループやそのほかの青少年活動への参加、自己学習の機会がえられないのが現実である。

行政機関においては、勤労青少年の福利向上ということから、事業主と協力関係を保ち、情報交換を行うために事業主懇談会を開催したり、勤労青少年の日記記念日、勤労青少年教養教室などの福祉向上につながる事業を展開し、努力されているところではあるが、まだまだ十分な成果が得られていない面もある。

また、商店、企業の社会的役割としては、勤労青少年が希望と意欲をもって働き、能力を十分に発揮できる職場環境をつくりだし、働く若者を正しく理解し、的確な指導・助言を行うことが必要である。

特に、勤労青少年福祉推進者の設置については、「勤労青少年福祉法」の精神を尊重し、企業の社会的責任者として果たしていくことが必要である。

今後は、行政機関、関連企業、団体さらには店主および企業主との協力関係をつくりだすための行政機関との懇談会を強化し、まず、勤労青少年の意識と実態のは握、および、福祉厚生施設の実態に応じた公共施設および民間企業の施設の開放促進、さらには、一般教養教室・講座、グループ・団体活動などの事業を積極的にPRし、勤労青少年の参加を促し、勤労青少年の自己研さんの意識の高揚をはかることが必要である。これには、事業主のいっそうの理解と働きかけがひつようである。

以上のような両者の協力関係を確認するなかで、勤労青少年を指導・育成するよう努力することが必要である。

[目次に戻る](#)

社会教育委員会議意見書目録（昭和49年から平成16年）

昭和49年 月 日

1. 公民館建設について
2. 学校教育及び他施設との連携

昭和49年11月29日

1. 社会教育推進にかかる指導者の充実増強と資質の向上
2. 精神文化の充実、愛市心養成のための条件整備
3. 公民館と類似施設等の協力調整
4. 市北部地域への図書館建設
5. 他の施設との連携協力 等々

昭和63年2月29日

生涯学習の推進と公民館活動の活性化をめぐる

1. 運営について
2. 施設について
3. 事業について
事業展開
文化、学習情報の提供と学習相談
公民館と他の機関、各種地域団体との連携
施設の公共的利用

平成5年1月 日

学校週5日制と社会教育のあり方

1. 審議経過
学校週5日制のねらいと意義ならびに実施に伴う問題点
学校週5日制の実施は、学校・家庭・地域社会の社会教育全体にか
かわる問題
2. 平成4年9月からの学校週5日制の実施状況について
学校週5日制推進業務実施要領の作成
学校週5日制実施後の調査結果について
3. 学校週5日制の実施と今後の課題、留意すべきこと

平成7年7月4日

公民館の管理運営のあり方について

1. 審議経過
2. 審議内容
 - 公民館の役割分担について
 - 場の提供について
 - ア. 開館日について
 - イ. 使用時間について
 - ウ. 図書サービスについて
 - 職員体制について
 - ア. 職員の配置について
 - イ. 勤務体制について
 - ウ. 職員の研修について

平成11年4月20日

21世紀に向けた社会教育のあり方 ～情報化時代への対応について～（意見書）

はじめに

第1章 尼崎市における学習情報の現状と課題

1. 概況
2. 学習情報の分類別にみた現状と課題
 - ア. 事業情報
 - イ. 団体・サクール情報
 - ウ. 指導者情報
 - エ. 施設情報
 - オ. 専門情報
 - カ. 見学情報
 - キ. 視聴覚情報
 - ク. 資格情報

第2章 学習情報提供提供システムを整備するにあたっての意義及び留意点

第3章 今後の方向

平成12年4月26日

郷土意識の醸成について（まとめ）

はじめに

1. 尼崎の歴史の概要
2. 「郷土意識の醸成」に関する現状
施策の現状
文化財保護事業
展示会、講座、講演会、体験学習等事業
ア. 歴史は博物館準備室
イ. 図書館
ウ. 公民館
エ. 田能資料館
3. 「郷土意識の醸成」を促進するための課題と方向性
文化財の保護・活用
周知、啓発方法の検討
拠点施設の整備
事業の充実
スタッフの充実

平成14年3月27日

21世紀社会における尼崎市立図書館のあり方（意見書）

総論 21世紀社会における尼崎市立図書館の役割と基本課題

1. 図書館を取り巻く社会経済状況の変化と本市まちづくりの課題
2. 本市まちづくりに果たす図書館の役割
3. 尼崎市立図書館の基本方向と基本課題

各論

1. 蔵書について
毎年の図書収集冊数
「総合的な学習の時間」に向けた図書の収集
大活字本
児童本
国際化への対応
雑誌
2. 図書館サービス網の整備
図書館サービス網の現状と問題点
図書館サービス網の整備方向

- 3 . 情報化社会への対応
 - 図書館の情報化の必要性
 - 「電子図書館」のイメージと先進的取組み
 - 「21世紀型図書館」と「電子図書館」との関わり
 - 本市図書館の情報化の現状
 - 本市図書館の取組方向
 - 本市図書館の情報化を推進するために
- 4 . 職員体制について
 - 法令等による図書館職員
 - 図書館業務と図書館職員
 - 本市図書館の職員体制と職務体制の現状と特徴
 - 望まれる職員体制等の方向
- 5 . その他
 - 中央図書館と北図書館の機能分担等
 - 地域に根ざした図書館運営

平成16年11月24日

「図書館及び公民館等における子ども図書サービス」について（まとめ）

はじめに

- 1 . 図書館・公民館等における子ども読書活動の現状について
 - 市立図書館における現状について
 - ア . 市立図書館における子ども図書サービスの概要
 - イ . 児童図書の貸出等
 - ウ . 中央図書館及び北図書館の子ども向けの各種事業の実施について
 - 公民館活動及び学校図書館等の現状について
 - ア . 公民館における子ども図書サービスの概要
 - イ . 学校図書館における子ども図書サービスの概要
 - ウ . 子ども図書に関する図書館と学校の連携
 - エ . 児童関係施設における子ども図書サービスの概要
- 2 . 子ども読書活動を推進するための諸課題
 - 市立図書館での子ども読書活動の推進について
 - 公民館及び学校図書館等での子ども読書活動の推進について
 - 市立図書館・公民館等相互の連携・協力の推進について

[目次に戻る](#)